

23 高建管第 1171 号
平成 24 年 3 月 29 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土 木 部 長

建設工事一般競争入札の公告例の一部改正について

建設工事一般競争入札の公告例（平成 23 年 3 月 22 日付け 22 高建管第 992 号）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正の内容は下記のとおりです。

記

1 概要

入札参加資格等における年度記載の変更、土木部における総合評価方式の評価項目の改正に伴う評価対象等の変更、建設工事低入札価格調査制度の改正に伴う失格基準に該当しない低入札者による低入札調査の辞退に関する記載の追加等、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 入札参加資格として設定する高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書等の年度等を見直しました。

(各公告例個別事項関係)

- (2) 総合評価方式における企業及び配置予定技術者の評価の対象となる実績の年度等を見直しました。

(各公告例個別事項・共通事項関係)

- (3) 低入札価格調査において、失格基準に該当しない低入札者が低入札調査を辞退することを妨げないこと及びこれにより辞退した場合の取扱い、低入札調査を中止する場合の取扱いについて明示しました。

(各公告例共通事項関係)

- (4) 電子入札への移行に伴い、一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価あり・単独）の公告例を削除しました。

(個別事項・共通事項・様式関係)

- (5) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

3 施行日

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用することとします。

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・単独）

公告（個別事項）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県
契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

第1 入札に付する事項

1. 工事名(工事番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇第〇ー〇号)
2. 工事場所	高知県〇〇市〇〇
3. 工事内容	高知県〇〇市〇〇地内の〇〇〇における〇〇〇〇工事
4. 工事概要	本工事 施工延長 L=〇. 〇m
5. 工事日数(完成期限)	〇〇〇 日
6. 予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(消費税相当額抜きの額) 【注意】請負対象金額(税込み)5,000万円以上は「事後公表」と記入する。
7. 審査方式	入札参加資格の審査は、開札(再度入札の開札を含む。)後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてののみ行う、 事後審査方式 とする。
8. 落札方式	入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式(施工計画型)により落札決定を行う。 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式(企業評価型)により～」とする。
9. 入札手続	高知県電子入札システムで行う。
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1. 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	〇〇工事
	等級	〇等級（又は 〇等級の者）
	総合点数	例：〇点以上。ただし、〇〇市に主たる営業所を置く者は〇点以上。
2. 特定建設工事	〇〇工事に関して、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による許可を受けている者。【注意】特定建設業の許可については、必要に応じて規定すること。	

3. 営業所の拠点	【注意】 1 県内業者対象の場合に、格付要件は必要に応じて設定する。 2 A等級については、原則として地域要件を付することはできないが、B等級発注標準額に対応する請負対象金額5,000～7,500万円の土木一式工事にA等級を参加させようとする場合にのみ、地域要件を付することができる。 3 ほ装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分は削除すること。 A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者 B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所と
------------------	---

	して認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上のものであること。 なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。
4. 施工実績	【注意】例示であり、案件に応じて求める。 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 1 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。 6 施工場所が高知県内であること。
5. 配置予定技術者	次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円(建築一式工事にあっては5,000万円)未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。

資格等	1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。 【注意】請負対象金額(税込)2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)未満の工事では、「3ヶ月以上」の表記は削除すること。 3 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者(許可業種は問わない。)でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて(平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知)により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。
従事実績	【注意】例示であり、案件に応じて求める。 A 企業の施工実績に準じる場合 次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。 4. 施工実績に掲げる工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 - 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 - 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合 次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 - 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 - 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 - 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 - 最終請負金額(税込み)が〇〇万円以上であること。 〇〇工事であること。 ※ なお、工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。

【注意】施工実績は、CORINS 登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1. 申請書等の様式取得 ・提出	提出期間	公告の日から平成○年 ○月○日 (○) までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の3で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は〇〇土木事務所ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170103/
2. 設計図書の閲覧方法		入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/
3. 設計図書等の質疑	提出先	送付アドレス E-mail: 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成○年 ○月○日 (○) 午後5時まで
	回答期限	平成○年 ○月○日 (○)
4. 入札書の提出	入札期間	平成○年○月○日 (○) から平成○年○月○日 (月) までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	入札方法	共通事項第4で定める。
5. 開札予定	日時	平成○年○月○日 (○) 午前○時から
	場所	高知県〇〇土木事務所 (※第6)
6. 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県〇〇土木事務所 (※第6) へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで(閉庁日は除く。)

【注意】標準的な日程について (参考)

	施工計画型	企業評価型
申請書の提出期限	公告の日から 13 日後	公告の日から 8 日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から 12 日後	←
開札日	入札締切日の翌日	←
質疑の締切期日	開札日の 8 日前	←
最終質疑回答期限	開札日の 3 日前	←
追加書類提出期限	落札候補者の決定から 3 日後	
落札決定日	開札日後速やかに (8 日目途)	←

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は下表のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要 件
企業の評価	【注意】例示であり、案件に応じて求める。 - 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 - 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 - 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 - 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 〇〇工事で、〇〇が〇〇以上あること。 - 施工場所が高知県内であること。
配置予定技術者の評価	【注意】例示であり、案件に応じて求める。 - 企業の評価に掲げる工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 - 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 - 従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は、評価対象としない。 （※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分以上を超えていない場合は評価対象としない。）

【注意】施工実績は、CORINS 登録に限定しないこと。

【注意】評価項目については例示であり、「高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領」に基づき工事の特性に応じて選択する。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10点
	施工実績 2件以上 4件未満	5点
	施工実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績 評価 (平成19年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評価の平均点 80点以上	15点
	成績評価の平均点 75点以上 80点未満	10点
	成績評価の平均点 70点以上 75点未満	5点
	成績評価の平均点 70点未満	0点
直近の成績評価の 最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評価 65点未満 無	0点
	成績評価 65点未満 有	-5点
優良工事表彰の有無	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10点

(平成 17 年度以降、業種：〇〇〇〇工事)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を 1 回受賞	7.5 点
	他機関表彰 受賞	5 点
	表彰 無	0 点
ISO マネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000 シリーズと併せて ISO14000 シリーズ又はエコアクション 2.1 を取得	5 点
	ISO 9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズ若しくはエコアクション 2.1 のいずれかを取得	2.5 点
	ISO 認証及びエコアクション認証 未取得	0 点
舗装工施工体制	A S フィニッシュを自社保有又は長期（1 年以上）リース契約しており、かつ、当該工事の A S 舗装工を自社で施工する。	10 点
	A S フィニッシュを自社保有若しくは長期（1 年以上）リース契約している、又は当該工事の A S 舗装工を自社で施工する。	5 点
	A S フィニッシュを自社保有又は長期（1 年以上）リース契約しておらず、当該工事の A S 舗装工を下請に発注して施工する。	0 点
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に主たる営業所 有	15 点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち従たる営業所 有	10 点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所 無	0 点
地域ボランティアの有無 (前年度実績) 【注意】必要に応じ「〇〇土木事務所管内での実績に限る。」を追記する。	入札参加資格決定通知書の地域点数 20 点以上相当	10 点
	〃 15 点以上 20 点未満相当	8 点
	〃 10 点以上 15 点未満相当	6 点
	〃 5 点以上 10 点未満相当	4 点
	〃 1 点以上 5 点未満相当	2 点
	ボランティア活動 無	0 点
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期（1 年以上）リースによる保有 有	10 点
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期（1 年以上）リースによる保有 無	0 点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度) ※〇〇市町村（広域）消防団への加入又は工事現場所在地市町村若しくは当該市町村が属する広域消防団の認定に限る。	加入又は認定 有	10 点
	加入又は認定 無	0 点

合計	○点（合計点を6点に換算。） 【注意】企業評価型は、「（合計点を5点に換算。）」とする。
----	---

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成9年度以降)	従事実績 4件以上	10点
	従事実績 2件以上 4件未満	5点
	従事実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績 評定 (平成19年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評定の平均点 80点以上	15点
	成績評定の平均点 75点以上 80点未満	10点
	成績評定の平均点 70点以上 75点未満	5点
	成績評定の平均点 70点未満	0点
優良工事表彰の有無 (平成17年度以降、 業種：○○○○工事)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10点
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5点
	他機関表彰 受賞	5点
	表彰 無	0点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(社)全国土木施工管理技士会連合会 ・(社)日本技術士会 ・(社)日本建築士会連合会 ・建築設備士関係団体 CPD 協議会 ・(社)土木学会 【注意】専門工事について、他団体のCPDを追加する場合は、団体名を追加記載すること。	推奨単位の10分の5以上	10点
	推奨単位の10分の3以上 10分の5未満	7.5点
	推奨単位の10分の1以上 10分の3未満	5点
	推奨単位の10分の1未満	0点
配置予定技術者の資格	○○に関する1級国家資格を有する 【注意】○○は業種を記載。例：土木一式、ほ装など	10点
	上記以外の資格を有する	0点
合計	○点（合計点を6点に換算。） 【注意】企業評価型は、「（合計点を5点に換算。）」とする。	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	10点	

施工体制確保の 確実性	可	4点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）として評価する。
	不可	0点	
	良	10点	
	可	4点	
合計	不可	0点	【注意】企業評価型は配点の良を5点、可2点、合計は10点と表記する。
	20点		

(5) 施工計画の評価 **【注意】企業評価型では求めないので削除する。**

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する 所見 （ 具体的な項目 ）	優れた工夫がある	10 点	本工事において、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 【注意】工事の特性に応じて提案上のオーバースペックを設計図書で示した数量、項目を基に具体的に明示すること。 ・ 例：安全対策において設計図書で示した員数を超える交通整理人の配置。 ・ 例：設計図書で指示していない振動又は騒音の調査実施。
	工夫がある	5 点	
	適切である	0 点	
材料等の品質管理に関する所見 （ 具体的な項目 ）	優れた工夫がある	10 点	
	工夫がある	5 点	
	適切である	0 点	
施工上の課題に関する 所見 （ 具体的な項目 ）	優れた工夫がある	10 点	
	工夫がある	5 点	
	適切である	0 点	
施工上配慮すべき 事項に関する所見 （ 具体的な項目 ）	優れた工夫がある	10 点	
	工夫がある	5 点	
	適切である	0 点	
合計	〇点（合計点を8点に換算。）		

【注意】評価項目の具体的な項目には、工事の特性に応じて提案を求める項目の具体を記載し、工事の特性に応じて選択する。

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 企業の評価項目一覧表（様式5） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6） 【注意】施工計画等の技術提案を求めない場合、以下の様式は削除すること。 4 施工上の課題に関する所見（様式9）
入札時に電子ファイルで添付する書類	見積内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿（様式3） 及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について（様式4）（※該当する場合のみ。） 4 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 総合評価方式関係資料 表紙 6 様式5の挙証資料（※該当する場合のみ。） 7 様式6の挙証資料（※該当する場合のみ。）

第6 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-0001 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

高知県〇〇土木事務所 総務課 契約班

電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

2 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。

【注意】必要により追記すること。

3 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。

4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものと取り扱うものとする。

【注意】予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

5 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払いを行わない場合は、下記を追記する。

6 平成24年度の支払い（前金払い等）については行わない。

公告（個別事項）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県
契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

第1 入札に付する事項

1. 工事名(工事番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇第〇-〇号)
2. 工事場所	高知県〇〇市〇〇
3. 工事内容	高知県〇〇市〇〇地内の〇〇〇における〇〇〇〇工事
4. 工事概要	本工事 施工延長 L=〇. 〇m
5. 工事日数(完成期限)	〇〇〇 日
6. 予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(消費税相当額抜きの額) 【注意】請負対象金額(税込み)5,000万円以上は「事後公表」と記入する。
7. 審査方式	入札参加資格の審査は、開札(再度入札の開札を含む。)後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。
8. 落札方式	入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式(施工計画型)により落札決定を行う。 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式(企業評価型)により～」とする。
9. 入札手続	自主結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、申請及び入札を行うものとする。したがって各通知等は代表構成員が登録したメールアドレスに送付するので注意すること。
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる共同企業体は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1. 共同企業体の要件	(1) 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の 30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。
-------------	---

			(2) 代表構成員は、構成員間相互で〇〇工事（建設業法上の工種）の格付の等級が異なる場合には、上位等級の者であること。 (3) この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。 (4) 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する組合でないこと。
2. 代表構成員の要件	企業要件	資格等	【県内業者の場合】 ア 高知県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建設業法第 2 条第 1 項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付が A 等級であること。 【県外業者の場合】 ア （高知県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者で）建設業法第 2 条第 1 項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）において、平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日であること。ただし、会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前 1 年 7 月以内の日であること。）の〇〇工事（建設業法上の工種）の（うち鋼橋上部の）総合評定値（総合評点）が〇〇点以上のものであること。 なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。 【県内・県外共通】 イ 〇〇工事（建設業法上の工種）に関して、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
		施工実績	アからオまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有すること。 ア 平成 9 年度以降に、元請として完成・引渡が完了したものであること。 イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 ウ 受注形態が単体又は出資比率が 20% 以上の共同企業体であること。 エ 最終請負金額（税込み）が 1 億円以上であること。 オ 〇〇工事（建設業法上の工種）であること。
	配置技術者要件	資格等	ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 イ この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者であること。

	件		ウ 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、〇〇工事（建設業法上の工種）における監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	施工実績		企業要件の施工実績に掲げる工事への従事経験を有するものであること。 ただし、従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 （※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。）
3. その他の構成員の要件	企業要件	資格等	次のア又はイのどちらかの要件を満たす者であること。 ア 高知県内に主たる営業所を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付がA等級であること。 イ 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域に主たる営業所を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含む。）で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付が〇等級であること。
	配置技術者要件	資格等	ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。 イ この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。 ウ 〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

【注意】企業要件、配置技術者要件については、発注する工事によって要件を決定すること。

【注意】施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1. 申請書等の 様式取得・ 提出	提出期間	公告の日から平成〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の3で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は〇〇土木事務所ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170103/
2. 設計図書の閲覧方法		入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/
3. 設計図書等の 質疑	提出先	送付アドレス E-mail: 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成〇年 〇月〇日（〇）午後5時まで
	回答期限	平成〇年 〇月〇日（〇）
4. 入札書の 提出	入札期間	平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	入札方法	共通事項第4で定める。
5. 開札予定	日時	平成〇年〇月〇日（〇）午前〇時から
	場所	高知県〇〇土木事務所（※第6）
6. 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県〇〇土木事務所（※第6）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで（閉庁日は除く。）

【注意】標準的な日程について（参考）

	施工計画型	企業評価型
申請書の提出期限	公告の日から 13 日後	公告の日から 8 日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から 12 日後	←
開札日	入札締切日の翌日	←
質疑の締切期日	開札日の 8 日前	←
最終質疑回答期限	開札日の 3 日前	←
追加書類提出期限	落札候補者の決定から 3 日後	
落札決定日	開札日後速やかに（8 日目途）	←

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は下表のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要 件
企業の評価	【注意】例示であり、案件に応じて求める。 1 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇が〇〇以上あること。 6 施工場所が高知県内であること。
配置予定技術者の評価	【注意】例示であり、案件に応じて求める。 1 企業の評価に掲げる工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は評価対象としない。 （※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分以上を超えていない場合は評価対象としない。）

【注意】施工実績は、CORINS 登録に限定しないこと。

【注意】評価項目については例示であり、「高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領」に基づき工事の特性に応じて選択する。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成9年度以降)	施工実績 4件以上	10点
	施工実績 2件以上 4件未満	5点
	施工実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績評定 (平成19年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評定の平均点 80点以上	15点
	成績評定の平均点 75点以上 80点未満	10点
	成績評定の平均点 70点以上 75点未満	5点
	成績評定の平均点 70点未満	0点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65点未満 無	0点
	成績評定 65点未満 有	-5点

優良工事表彰の有無 (平成 17 年度以降、 業種：〇〇〇〇工事)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を 2 回以上受賞	10 点
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を 1 回受賞	7.5 点
	他機関表彰 受賞	5 点
	表彰 無	0 点
ISO マネジメントシス テム審査登録等の 有無	ISO 9000 シリーズと併せて ISO14000 シリーズ又はエコアクショ ン 2 1 を取得	5 点
	ISO 9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズ若しくはエコアクショ ン 2 1 のいずれかを取得	2.5 点
	ISO 認証及びエコアクション認証 未取得	0 点
舗装工施工体制	A S フィニッシャを自社保有又は長期(1 年以上)リース契約し ており、かつ、当該工事の A S 舗装工を自社で施工する。	10 点
	A S フィニッシャを自社保有若しくは長期(1 年以上)リース契 約している、又は当該工事の A S 舗装工を自社で施工する。	5 点
	A S フィニッシャを自社保有又は長期(1 年以上)リース契約し ておらず、当該工事の A S 舗装工を下請に発注して施工する。	0 点
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に主たる営業所 有	15 点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業 所のうち従たる営業所 有	10 点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業 所 無	0 点
地域ボランティアの 有無 (前年度実績) 【注意】必要に応じ「〇 〇土木事務所管内での 実績に限る。」を追記 する。	入札参加資格決定通知書の地域点数 20 点以上相当	10 点
	〃 15 点以上 20 点未満相当	8 点
	〃 10 点以上 15 点未満相当	6 点
	〃 5 点以上 10 点未満相当	4 点
	〃 1 点以上 5 点未満相当	2 点
	ボランティア活動 無	0 点
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1 年以 上)リースによる保有 有	10 点
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1 年以 上)リースによる保有 無	0 点
消防団への加入又は 消防団協力事業所表 示制度の認定の状況 (前年度) ※〇〇市町村(広域) 消防団への加入又は工 事現場所在地市町村若 しくは当該市町村が属 する広域消防団の認定 に限る。	加入又は認定 有	10 点
	加入又は認定 無	0 点

合計	○点（合計点を6点に換算。） 【注意】企業評価型は、「（合計点を5点に換算。）」とする。
----	---

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成9年度以降)	従事実績 4件以上	10点
	従事実績 2件以上 4件未満	5点
	従事実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績 評価 (平成19年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評価の平均点 80点以上	15点
	成績評価の平均点 75点以上 80点未満	10点
	成績評価の平均点 70点以上 75点未満	5点
	成績評価の平均点 70点未満	0点
優良工事表彰の有無 (平成17年度以降、 業種：○○○○工事)	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10点
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5点
	他機関表彰 受賞	5点
	表彰 無	0点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(社)全国土木施工管理技士会連合会 ・(社)日本技術士会 ・(社)日本建築士会連合会 ・建築設備士関係団体 CPD 協議会 ・(社)土木学会 【注意】専門工事について、他団体のCPDを追加する場合は、団体名を追加記載すること。	推奨単位の10分の5以上	10点
	推奨単位の10分の3以上 10分の5未満	7.5点
	推奨単位の10分の1以上 10分の3未満	5点
	推奨単位の10分の1未満	0点
配置予定技術者の資格	○○に関する1級国家資格を有する 【注意】○○は業種を記載。例：土木一式、ほ装など	10点
	上記以外の資格を有する	0点
合計	○点(合計点を6点に換算。) 【注意】企業評価型は、「（合計点を5点に換算。）」とする。	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	10点	

施工体制確保の 確実性	可	4点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）として評価する。
	不可	0点	
	良	10点	
	可	4点	
合計	不可	0点	【注意】企業評価型は配点の良を5点、可2点、合計は10点と表記する
	20点		

(5) 施工計画の評価 【注意】企業評価型では求めないので削除する。

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する 所見 （ 具体的な項目 ）	優れた工夫がある	10 点	本工事において、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 【注意】工事の特性に応じて提案上のオーバースペックを設計図書で示した数量、項目を基に具体的に明示すること。 ・ 例：安全対策において設計図書で示した員数を超える交通整理人の配置。 ・ 例：設計図書で指示していない振動又は騒音の調査実施。
	工夫がある	5 点	
	適切である	0 点	
材料等の品質管理に関する所見 （ 具体的な項目 ）	優れた工夫がある	10 点	
	工夫がある	5 点	
	適切である	0 点	
施工上の課題に関する 所見 （ 具体的な項目 ）	優れた工夫がある	10 点	
	工夫がある	5 点	
	適切である	0 点	
施工上配慮すべき 事項に関する所見 （ 具体的な項目 ）	優れた工夫がある	10 点	
	工夫がある	5 点	
	適切である	0 点	
合計	〇点（合計点を8点に換算。）		

【注意】評価項目の具体的な項目には、工事の特性に応じて提案を求める項目の具体を記載し、工事の特性に応じて選択する。

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで 添付する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 【注意】総合評価方式を採用しない場合、以下の様式は削除すること。 2 企業の評価項目一覧表（様式9） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式10） 【注意】施工計画等の技術提案を求めない場合、以下の様式は削除すること。 4 施工上の課題に関する所見（様式13）
入札時に電子ファイルで 添付する書類	見積内訳書

追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料
	2 配置予定技術者名簿（様式3・代表構成員）及びその挙証資料
	3 配置予定技術者名簿（様式4・その他構成員）及びその挙証資料
	4 配置予定技術者の重複について（様式5）（※該当する場合のみ。）
	5 協定書（様式6）
	6 使用印鑑届（様式7）
	7 委任状（様式8）
	8 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
	9 総合評価方式関係資料 表紙
	10 様式9の挙証資料（※該当する場合のみ。）
	11 様式10の挙証資料（※該当する場合のみ。）

第6 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-0001 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

高知県〇〇土木事務所 総務課 契約班

電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。

2 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。

【注意】必要により追記すること。

3 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。

4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1枚ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

5 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払いを行わない場合は、下記を追記する。

6 平成24年度の支払い（前金払い等）については行わない。

公告（個別事項）

高知県知事

	することができる。 3 ほ装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分は削除すること。 A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者 B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合
--	---

		次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上のものであること。 なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。
4. 施工実績		【注意】例示であり、案件に応じて求める。 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 1 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。 6 施工場所が高知県内であること。
5. 配置予定技術者	資格等	次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に<u>専任</u>で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれ

	に準ずる者であること。 【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。 【注意】請負対象金額(税込)2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)未満の工事では、「3ヶ月以上」の表記は削除すること。 3 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者(許可業種は問わない。)でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて(平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知)により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。
従事実績	【注意】例示であり、案件に応じて求める。 A 企業の施工実績に準じる場合 次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。 4. 施工実績に掲げる工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 - 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 - 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合 次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 - 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 - 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 - 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 - 最終請負金額(税込み)が〇〇万円以上であること。 〇〇工事であること。 ※ なお、工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。

【注意】施工実績は、CORINS 登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1. 申請書等の様式 取得・提出	提出 期間	公告の日から平成○年○月○日（○）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の2で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は○○土木事務所ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170103/
2. 設計図書の閲覧方法		入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/
3. 設計図書等の質疑	提出先	送付アドレス E-mail: ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成○年 ○月○日（○）午後5時まで
	回答期限	平成○年 ○月○日（○）
4. 入札書の提出	入札期間	平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	入札方法	共通事項第4で定める。
5. 開札予定	日時	平成○年○月○日（○）午前○時から
	場所	高知県○○土木事務所（※第5）
6. 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県○○土木事務所（※第5）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで（閉庁日は除く。）

【注意】標準的な日程について（参考）

	施工計画型	企業評価型
申請書の提出期限	公告の日から 13 日後	公告の日から 8 日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から 12 日後	←
開札日	入札締切日の翌日	←
質疑の締切期日	開札日の 8 日前	←
最終質疑回答期限	開札日の 3 日前	←
追加書類提出期限	落札候補者の決定から 3 日後	
落札決定日	開札日後速やかに（8 日目途）	←

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
入札時に電子ファイルで添付する書類	見積内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績(様式2) 及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿(様式3) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について(様式4) (※該当する場合のみ。) 4 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

第5 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-0001 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 高知県〇〇土木事務所 総務課 契約班
 電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。
【注意】必要により追記すること。
- この工事に係る設計業務の受託者でないこと。
- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領(平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知)第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
【注意】予定価格(税込み)が5億円未満の場合は、下記を削除する。
- この入札の契約は、高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。
【注意】年度内支払いを行わない場合は、下記を追記する。
- 平成24年度の支払い(前金払い等)については行わない。

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし・単独）

公告（個別事項）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 7 条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

第1 入札に付する事項

1. 工事名(工事番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 (〇〇第〇-〇号)
2. 工事場所	高知県〇〇市〇〇
3. 工事内容	高知県〇〇市〇〇地内の〇〇〇における〇〇〇〇工事
4. 工事概要	本工事 施工延長 L=〇.〇m
5. 工事日数(完成期限)	〇〇〇 日
6. 予定価格	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税相当額抜きの額) 【注意】請負対象金額(税込み)5,000万円以上は「事後公表」と記入する。
7. 審査方式	入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できる、事前審査とする。
8. 落札方式	価格競争
9. 入札手続	建設工事競争入札心得(平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知)第5条の規定による入札方法(紙入札書を入札箱に投かんする方法)
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定。事後公表。 【注意】請負対象金額(税込)が1億円以上の場合は「低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。」とする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1. 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	〇〇工事
	等級	〇等級（又は 〇等級の者）
	総合点数	例：〇点以上。ただし、〇〇市に主たる営業所を置く者は〇点以上。
2. 特定建設工事	〇〇工事に関して、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による許可を受けている者。【注意】特定建設業の許可については、必要に応じて規定すること。	
3. 営業所の拠点	【注意】 1 県内業者対象の場合に、格付要件は必要に応じて設定する。 2 A等級については、原則として地域要件を付することはできないが、B等級発注標準額に対応する請負対象金額5,000～7,500万円の土木	

一式工事にA等級を参加させようとする場合にのみ、地域要件を付することができる。

3 ほ装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分は削除すること。

A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合

高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者

B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）

C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。

D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。

E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合

△△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）

		F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上のものであること。 なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。
4. 施工実績		【注意】例示であり、案件に応じて求める。 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 1 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。 6 施工場所が高知県内であること。
5. 配置予定技術者		次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。 【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。
	資格等	1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、か

	つ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。 【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。 【注意】請負対象金額(税込)2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)未満の工事では、「3ヶ月以上」の表記は削除すること。 3 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者(許可業種は問わない。)でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて(平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知)により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。
従事実績	【注意】例示であり、案件に応じて求める。 A 企業の施工実績に準じる場合 次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。 4. 施工実績に掲げる工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 - 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。 - 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合 次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 - 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 - 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 - 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 - 最終請負金額(税込み)が〇〇万円以上であること。 〇〇工事であること。 ※ なお、工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。

【注意】施工実績は、CORINS 登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1. 申請書等の様式 取得・提出	提出期間	公告の日から平成○年 ○月○日 (○) 午後5時まで。
	提出先	高知県○○土木事務所 (※第5)
	掲載場所	入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は○○土木事務所ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170103/
2. 設計図書の閲覧方法		入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/
3. 設計図書等の 質疑	提出先	送付アドレス E-mail: ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成○年 ○月○日 (○) 午後5時まで
	回答期限	平成○年 ○月○日 (○)
4. 入札参加資格の 有無の通知	通知期限	平成○年 ○月○日 (○)
5. 入札参加資格無 し理由説明要求	提出期限	平成○年 ○月○日 (○) 午後5時まで
	回答期限	平成○年 ○月○日 (○)
6. 入札予定	日時	平成○年○月○日 (○) 午前○時から
	場所	高知県○○土木事務所 1階会議室

【注意】標準的な日程について (参考)

申請書の提出期限	公告の日から 10 日後
質疑の締切期日	入札日の 8 日前
入札参加資格の有無の通知	(申請書提出期限の 10 日後)
入札参加資格無し理由の説明 要求期限	入札参加資格有無の通知から 3 日後
入札参加資格無し理由の説明 要求回答期限	入札参加資格の有無の通知から 8 日後
最終質疑回答期限	入札日の 3 日前
入札日	入札参加資格の有無の通知から 5 日後

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式1) 2 同種工事の施工実績 (様式2) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿 (様式3) 及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について (様式4) (※該当する場合のみ。) 5 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

第5 入札実施機関 (問い合わせ先)

〒780-0001 高知県○○市○○町○丁目○番地
高知県○○土木事務所 総務課 契約班

電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。
【注意】必要により追記すること。
- 3 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。
- 4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成 23 年 12 月 15 日付け 23 高建管第 799 号副知事通知）第 2 の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第 3 の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
【注意】予定価格（税込み）が 5 億円未満の場合は、下記を削除する。
- 5 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和 39 年高知県条例第 2 号）第 2 条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。
【注意】年度内支払いを行わない場合は、下記を追記する。
- 6 平成 24 年度の支払い（前金払い等）については行わない。

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、施工体制確認型総合評価方式一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、個別事項第2において定めるもののほか、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3 公告の日から開札の日までの期間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、申請書等提出期限までに以下により、個別事項第5において定める申請書等を提出しなければならない。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

＜アドレス＞

入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

〇〇土木事務所ホームページ（各契約機関のHPアドレスを記載）

2 作成要領等

ダウンロードした様式により下記の申請書等を作成すること。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 企業の評価項目一覧表（様式5）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）については、審査を受ける項目の有無を、○印を付して明示し、自らの申請内容に関する評価点を該当欄に記載すること。申告のあった評価点は、落札候補者の「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」の点数について挙証資料の精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に当該点数が確定するものとする。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者をもって申請することができるが、その場合、評価値が低い者を審査対象とするので、配置予定技術者の評価

項目一覧表（様式 6）の作成にあたっては注意すること。

- (3) 施工計画が求められる総合評価方式の入札における施工計画（施工上の課題に関する所見等）（様式 9）については、文字フォントは 10.5 程度とし、A 4 版 1 枚以内にまとめて作成すること。

3 提出方法

(1) 申請書等

電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。（閉庁日を除く毎日午前 9 時から午後 8 時までの間。）なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。

（※）閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（高知県の休日を定める条例[平成元年高知県条例第 2 号]）

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①の Word 形式で保存されたものに限る。

- ① Word95 から Word2002（2003）までの形式で保存したもの
- ② Excel95 から Excel2002（2003）までの形式で保存したもの
- ③ PDF 形式のファイル（Adobe Reader 9 により読み込み可能なバージョンで作成したもの）
- ④ 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式）
- ⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式（事前に協議のこと。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ず ZIP 形式で圧縮すること。自己解凍形式により圧縮したファイルの提出は認めない。

- (3) 添付ファイルの容量が 2 メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1) に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。また、紙ファイルでの提出の場合、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）には押印が必要なので注意すること。

イ 郵便等による提出の場合は、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。

(4) 提出先・期限

個別事項第 3 において定める。

第 3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

＜アドレス＞ 入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

2 質疑応答

- (1) 質疑書は Word95 から Word2002（2003）までのファイル形式により作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付のうえ入札実施機関へ送付すること。

指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

- (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。
- (3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。
- (4) 質疑書提出期限・回答期限
個別事項第3において定める。

第4 入札方法

- 1 申請書等提出期限日の翌日から開札予定日の前日までの間（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。）に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。
- 2 落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。
- 3 低入札価格調査制度が適用された入札にあつては、入札金額の電子入札システム登録時には、入札情報システムからダウンロードした書式に従って当該入札金額の見積内訳書を作成し、電子ファイル化（第2の3（2）による。）したうえで添付すること。電子入札システムで添付ファイルとして提出されるので押印は必要ない。見積内訳書の提出がない低入札者又は落札候補者は失格とする。
- 4 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、次により持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、開札予定日の前日午後5時（再度入札の場合は入札受付期限）までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される見積内訳書には押印が必要となるので注意すること。
 - ア 見積内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「見積内訳書」と朱書きして封かんすること（見積内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。
 - イ 郵便等による場合は、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「見積内訳書在中」と朱書きすること。
- 5 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。

また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。
- 6 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 7 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 8 前2項で紙入札書の使用を認めた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札を併せて電子入札システムによる開札を行う。
- 9 予定価格が事後公表の入札であつて、入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の

開札日の翌日（閉庁日の場合は、1日ずつ繰り越す。）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。見積内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、見積内訳書は電子ファイルの添付ができないので、指定するアドレスあて電子メールでの送付又は4による方法で見積内訳書を提出すること。

第5 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第9条に該当した入札は、無効とする。

第6 失格の入札

建設工事電子競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第7 入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

- (1) 公告から開札の日までに入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請をしたことが判明したとき。

第8 総合評価の方法

個別事項第4において定める総合評価の項目・基準及び配点の得点の合計（以下「評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、施工体制については第11により評価を行う。

(1) 評価点

ア 入札参加資格要件を満たしたすべての者に標準点を与え、これに入札参加者から申告のあった評価項目（評価項目・評価基準及び配点は個別事項第4において定める。）の加算点を加える。ただし、施工計画の提案を求める総合評価方式において、白紙又は不適当な施工計画の提案を行ったと判断される者については失格とする。また、施工計画の提案において、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）については評価しない。オーバースペックの例示は個別事項第4において定める。

イ 標準点は100点とする。

ウ 加算点は個別事項第4で定める。

(2) 評価値

標準点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札書記載の価格（単位は「億円」に換算する。）で除して得られた値（小数点第5位以下切捨て）とする。

- (3) 評価値が最も高い者を落札候補者とし、この者の評価項目の点数・挙証資料等について精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に評価値が確定する。

(4) 評価内容の担保

ア 舗装工施工体制において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社施工の有無を施工中及び完了後に確認を行う。

その結果、自社施工を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）を行う。

イ 落札者には、提案した施工計画の現地での履行を義務づける。県は工事の施工中及び完了後に、施工計画の履行状況について確認・審査を行う。施工計画の提案の履行がなされていないことにつき特に悪質と認められる場合には、虚偽の申告により落札決定を得たものとして指名停止の措置を行う。また、落札者の責により入札時の評価内容が満足できていない場合には、施工計画の評価の項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して達成されなかった項目については、1項目につ

き－2点の減点措置を行う。ただし、減点措置は最大－10点とする。

工事成績減点値＝（A－B）×（－2）点（最大－10点とする。）

A：入札時に提案され、評価された施工計画の項目数

B：Aに対して施工後の評価における施工計画の項目数

第9 落札決定の方法

- 1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。
- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- 3 落札候補者に求める追加書類

開札後、落札候補者となった者は、個別事項第5で定める追加書類を提出しなければならない。

（1） 追加書類作成における共通注意事項

ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。

イ CORINS 工事カルテ等の挙証資料については、原則として1頁に横の書式で2頁分を掲載し、かつ、両面印刷とすること。

ウ 重複する挙証資料は、1部のみの提出で差し支えない。

エ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、該当するものについては「実績無し」等と審査する。

（2） 個別書類の作成における注意事項

ア 同種工事の施工実績（様式2）

企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

工事内容の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録している CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ 配置予定技術者名簿（様式3）

（ア） 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

（イ） 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者を記載することができる。その場合には、総合評価においては評価が低い方の者を審査の対象とする。

（ウ） 従事役職は、監理技術者・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分を超えていない場合には、実績として認めない。

（エ） 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

ウ 配置予定技術者の重複について（様式4）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請する場合には作成すること。

エ 総合評価方式関係資料の作成要領等

- (ア) 申請時に提出した企業の評価項目一覧表（様式 5）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式 6）において、審査を受ける項目の有に○印を付した項目について、下表 1 及び表 2 の「審査に必要な資料」欄に記載のものを挙証資料として添付すること。なお、同種・類似工事の成績評定において追加書類の不備が 1 件でもある場合は、平均点の算出ができないため評価点は 0 点とする。
- (イ) 総合評価方式関係資料の先頭頁には表紙を付け、その表紙には入札に参加しようとする工事の工事番号及び工事名並びに事業者名を記入すること。

表 1 企業の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
同種・類似工事の実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式 7-1）並びに同種工事ごとの CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成 19 年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を 4 件提出すること。ただし、平成 16 年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年 9 月 30 日以前）に契約した工事については、評定点数を 5 点減点する。成績評定の審査対象とする実績が 4 件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	○ 「工事成績評定について（通知）」の写し又は確認ができる発注者証明書等と同種工事が確認できる CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
直近の成績評定の最低点 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された高知県発注工事の全業種の成績評定を対象とする。	
優良工事表彰の有無 ※ 平成 17 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 17 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無	○ 登録証の写しなど。
舗装工施工体制	○ 舗装工施工体制（様式 7-2、7-3） ○ AS フィニッシャの自己保有を証明する書類（車検証の写し又はリース契約書の写し）
地域性・社会性評価	

地域内拠点の有無	○ 建設業許可申請書別表又は別紙二（１）若しくは（２）の写し。（高知県内に建設業法第３条第１項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者は平成２４年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しで確認できるため、追加書類は不要。） ○ 新設した建設業法第３条第１項に規定する営業所を審査対象とする場合、審査を申請する時点において現に設置していることが確認できる資料。
地域ボランティアの有無 ※ 前年度におけるロードボランティア又はビーチボランティアの活動実績を地域点数に換算（ロードボランティアは１回２点、ビーチボランティアは１回４点）し評価する。	○ 土木事務所長印の押印があるロードボランティア活動実績報告書又はビーチボランティア年度集計報告書の写し（団体としての活動実績の場合は活動実績参加業者報告書を添付すること。）
重機保有の有無	○ 重機保有 （様式７－４、７－５） ○ 特定自主検査記録表の写し及び以下の書類 ・ リース契約により重機を保有する場合は当該契約書の写し ・ 保有する重機が車検を受けている場合は、当該車検証の写し
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	○ 消防団員加入状況調書（様式７－６）及び証明書（様式７－７）又は消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることが確認できる資料

表２ 配置予定技術者の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
同種・類似工事への従事実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式８）並びに同種工事ごとの CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成 19 年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を４件提出すること。ただし、平成 16 年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年 9 月 30 日以前）に契約した工事については、評定点数を５点減点する。成績評定の審査対象とする実績が４件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	○ 「工事成績評定について（通知）」の写し又は確認ができる発注者証明書等と同種工事が確認できる CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）

優良工事表彰の有無 ※ 平成 17 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 17 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
継続学習制度（CPD）への取組 ※（社）日本建築士会連合会については、平成 22 年度より推奨単位が変更になっているため、単位の換算に注意すること。	○ 平成 24 年 4 月 1 日以降に各団体 CPD 協議会が発行した学習履歴証明書の写し
配置予定技術者の資格	○ 資格を有することを証する書類（資格者証）の写し

4 追加書類の提出

落札候補者は、下記により個別事項第 3 で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送により提出すること。

ア 追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、工事名及び工事番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。（追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）

イ 郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。

5 落札者の決定方法

落札候補者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があり、評価値が最も高い者と認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は追加書類を期限までに提出しない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

また、審査の結果、落札候補者の評価値に変動があり、順位が入れ替わる場合は、最も評価値が高い者を落札候補者として追加書類の提出を求め、審査を行う。

なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

6 第 10 又は第 11 に該当する場合には、その調査又は評価を行った後に落札者を決定する。

7 落札者又は落札候補者となるべき者が 2 者以上あるときは、別に通知するところによりくじを実施し、落札候補者を決定する。

第 10 低入札価格調査

1 この入札では、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成 19 年 6 月 20 日付け 19 高建管第 270 号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。

調査基準価格は、事後公表とする。

2 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が見積内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が見積内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない場合は、見積内訳書を提出しなかったものとみなし、失格とする。

3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回

るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の 85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の 80%
- (3) 現場管理費 設計金額の 80%
- (4) 一般管理費 設計金額の 30%

低入札者から提出された見積内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。

- 4 失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、失格基準に該当しない低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- 5 失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。
また、失格基準に該当しない当該低入札者の施工体制評価について、第 11 の 4 の表 2 施工体制確保の確実性評価基準の 10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなきにおいて、その時点で調査を中止し、当該低入札者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の 10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。
なお、調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。
- 6 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価（第 11 参照）及びヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。
- 7 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。
- 8 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。
- 9 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 高建管第 1180 号土木部長通知）を熟読・了知のこと。

第 11 施工体制評価

1 評価区分

低入札者（第 10 の 1 の失格調査において失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。低入札者以外の入札参加者は、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性とも、施工体制評価は満点として評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な施工が実現されるか、積算根拠に資材発注業者、下請業者等の見積価格が適正に反映されているかを評価する。

評価対象経費は、直接工事費及び共通仮設費とする。

（※その他工場製作における直接製作費、間接労務費等が含まれる。）

(2) 施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者及び下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。

評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費とする。

（※その他工場製作における工場管理費等が含まれる。）

2 施工体制評価点

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性について、企業評価型では、各々「良」（5点）、「可」（2点）、「不可」（0点）とし、その合計点を施工体制評価点（満点10点）とする。施工計画型では各々「良」（10点）、「可」（4点）、「不可」（0点）とし、その合計点を施工体制評価点（満点20点）とする。なお、技術提案型以上では、公告個別事項に定めるとおりとする。

3 施工体制評価の取扱い

(1) 施工体制評価の加算点への反映（小数点第5位以下切捨とする。）

開札時の加算点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）

(2) 技術評価点の算定

標準点＋開札時の加算点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）＋施工体制評価点

4 施工体制評価基準

(1) 品質確保の実効性の評価基準は表1、施工体制確保の確実性の評価基準は表2のとおりであり、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

(2) 評価基準中の「標準積算基準」とは、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準をいい、経費項目の区分の適否は標準積算基準により評価する。

表1 品質確保の実効性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注1 4及び5の「仕様」とは、設計図書で指定した工法又は製品をいう。

2 4は、下請等見積書ではA製品の見積である一方、B製品を使用した積算になっているような場合に該当する。

3 6は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。例えば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済

みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼働に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

- 4 7及び9の「積算項目」とは、土木工事標準積算基準新土木工事積算大系における種別（レベル3）又は公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較のうえ評価する。
- 5 8は、設計図書に積上計上された安全費の項目がない場合には、減点対象とはしない。

表2 施工体制確保の確実性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、例えば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

- 2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」に含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。
- 3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、例えば「その価格により入札した理由」として「自社保有機材が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。
- 4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、その他の場合をいう。

第12 低入札工事の特例

低入札者が受注者となり施工する工事（以下「低入札工事」という。）では、次のとおり取り扱う。

- 1 建設工事請負契約書（金銭保証用）（以下「契約書」という。）第4条に定める保証の額は請負代金額の10分の3以上、同第46条に定める違約金の額は10分の3となること。
- 2 契約書第34条に定める前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- 3 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更に関する協議を実施する「出来高部分払方式」が適用されること。
- 4 契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加えて建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- 5 契約書第44条に定める瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる期間は、木造の建物等及び設備工事等の場合には2年（コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には4年）以内となること。
- 6 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回現地確認を行い、発注者に報告すること。
- 7 低入札工事における工事監督は高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督とし、低入札価格調査時の申立てと施工の実態が異なるなど、県の定める低入札関係の規定又は契約書の規定に違反したと認められる場合には、指名停止の措置を行う。

第13 入札保証 免除する。

第14 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。落札者が低入札者である場合は、第12の1による。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第15 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、建設工事電子競争入札心得及び高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて（平成22年1月15日付け21高建管第940号土木部長通知）を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書及び見積内訳書は差し替え、訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 施工計画を求める総合評価方式における入札においては、提出した技術提案に基づく入札を行うこと。技術提案に基づく施工に関しては、変更契約の対象としない。
- 7 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格及び総合評価における評価点の確認以外の目的では使用しない。
- 8 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の3の入札参加資格確認申請を行い、受信

確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。

- 9 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 10 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - （１）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - （２）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - （３）建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - （４）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - （５）その他の事由により第 1 又は個別事項第 2 に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 11 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 12 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。

＜アドレス＞ 建設管理課ページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>
- 13 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。

落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。
- 14 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 15 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、施工体制確認型総合評価方式一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、個別事項第2において定めるもののほか、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3 公告の日から開札の日までの期間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、申請書等提出期限までに以下により、個別事項第5において定める申請書等を提出しなければならない。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

＜アドレス＞

入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

〇〇土木事務所ホームページ（各契約機関のHPアドレスを記載）

2 作成要領等

ダウンロードした様式により下記の申請書等を作成すること。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 企業の評価項目一覧表（様式9）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式10）については、審査を受ける項目の有無を、○印を付して明示し、自らの申請内容に関する評価点を該当欄に記載すること。申告のあった評価点は、落札候補者の「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」の点数について挙証資料の精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に当該点数が確定するものとする。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者をもって申請することができるが、その場合、評価値が低い者を審査対象とするので、配置予定技術者の評価

項目一覧表（様式 10）の作成に当たっては注意すること。

- (3) 施工計画が求められる総合評価方式の入札における施工計画（施工上の課題に関する所見等）（様式 9）については、文字フォントは 10.5 程度とし、A 4 版 1 枚以内にまとめて作成すること。

3 提出方法

(1) 申請書等

電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。（閉庁日を除く毎日午前 9 時から午後 8 時までの間。）なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。

（※）閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（高知県の休日を定める条例[平成元年高知県条例第 2 号]）

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①の Word 形式で保存されたものに限る。

- ① Word95 から Word2002（2003）までの形式で保存したもの
- ② Excel95 から Excel2002（2003）までの形式で保存したもの
- ③ PDF 形式のファイル（Adobe Reader 9 により読み込み可能なバージョンで作成したもの）
- ④ 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式）
- ⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式（事前に協議のこと。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ず ZIP 形式で圧縮すること。自己解凍形式により圧縮したファイルの提出は認めない。

- (3) 添付ファイルの容量が 2 メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1) に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。また、紙ファイルでの提出の場合、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）には押印が必要なので注意すること。

イ 郵便等による提出の場合は、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。

(4) 提出先・期限

個別事項第 3 において定める。

第 3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

＜アドレス＞ 入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

2 質疑応答

- (1) 質疑書は Word95 から Word2002（2003）までのファイル形式により作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付のうえ入札実施機関へ送付すること。

指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

- (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。
- (3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。
- (4) 質疑書提出期限・回答期限
個別事項第3において定める。

第4 入札方法

- 1 申請書等提出期限日の翌日から開札予定日の前日までの間（開札日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。）に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。
- 2 落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。
- 3 低入札価格調査制度が適用された入札にあつては、入札金額の電子入札システム登録時には、入札情報システムからダウンロードした書式に従って当該入札金額の見積内訳書を作成し、電子ファイル化（第2の3（2）による。）したうえで添付すること。電子入札システムで添付ファイルとして提出されるので押印は必要ない。見積内訳書の提出がない低入札者又は落札候補者は失格とする。
- 4 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、次により持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、開札予定日の前日午後5時（再度入札の場合は入札受付期限）までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される見積内訳書には押印が必要となるので注意すること。
 - ア 見積内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「見積内訳書」と朱書きして封かんすること（見積内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。
 - イ 郵便等による場合は、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「見積内訳書在中」と朱書きすること。
- 5 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。

また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。
- 6 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 7 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 8 前2項で紙入札書の使用を認めた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札を併せて電子入札システムによる開札を行う。
- 9 予定価格が事後公表の入札であつて、入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の

開札日の翌日（閉庁日の場合は、1日ずつ繰り越す。）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。見積内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、見積内訳書は電子ファイルの添付ができないので、指定するアドレスあて電子メールで送付又は4による方法で見積内訳書を提出すること。

第5 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第9条に該当した入札は、無効とする。

第6 失格の入札

建設工事電子競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第7 入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

- (1) 公告から開札の日までに入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請をしたことが判明したとき。

第8 総合評価の方法

評価は、すべて代表構成員を対象に行う。個別事項第4において定める総合評価の項目・基準及び配点の得点の合計（以下「評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、施工体制については第11により評価を行う。

(1) 評価点

ア 入札参加資格要件を満たしたすべての者に標準点を与え、これに入札参加者から申告のあった評価項目（評価項目・評価基準及び配点は個別事項第4において定める。）の加算点を加える。ただし、施工計画の提案を求める総合評価方式において、白紙又は不適当な施工計画の提案を行ったと判断される者については失格とする。また、施工計画の提案において、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）については評価しない。オーバースペックの例示は個別事項第4において定める。

イ 標準点は100点とする。

ウ 加算点は個別事項第4で定める。

(2) 評価値

標準点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札書記載の価格（単位は「億円」に換算する。）で除して得られた値（小数点第5位以下切捨て）とする。

- (3) 評価値が最も高い者を落札候補者とし、この者の評価項目の点数・挙証資料等について精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に評価値が確定する。

(4) 評価内容の担保

ア 舗装工施工体制において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社施工の有無を施工中及び完了後に確認を行う。

その結果、自社施工を達成していなかった場合には、ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）を行う。

イ 落札者には、提案した施工計画の現地での履行を義務づける。県は工事の施工中及び完了後に、施工計画の履行状況について確認・審査を行う。施工計画の提案の履行がなされていないことにつき特に悪質と認められる場合には、虚偽の申告により落札決定を得たものとして指名停止の措置を行う。また、落札者の責により入札時の評価内容が満足できていない場合には、施工計画の評価の項目中、当初評価された項

目と施工後の評価とを比較して達成されなかった項目については、1項目につき－2点の減点措置を行う。ただし、減点措置は最大－10点とする。

工事成績減点値＝（A－B）×（－2）点（最大－10点とする。）

A：入札時に提案され、評価された施工計画の項目数

B：Aに対して施工後の評価における施工計画の項目数

第9 落札決定の方法

- 1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。
- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- 3 落札候補者に求める追加書類

開札後、落札候補者となった者は、個別事項第5で定める追加書類を提出しなければならない。

（1） 追加書類作成における共通注意事項

- ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。
- イ CORINS 工事カルテ等の挙証資料については、原則として1頁に横の書式で2頁分を掲載し、かつ、両面印刷とすること。
- ウ 重複する挙証資料は、1部のみ提出で差し支えない。
- エ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、該当するものについては「実績無し」等と審査する。

（2） 個別書類の作成における注意事項

ア 同種工事の施工実績（様式2）

企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

工事内容の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録している CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ 配置予定技術者名簿（様式3）

（ア） 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

（イ） 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者を記載することができる。その場合には、総合評価においては評価が低い方の者を審査の対象とする。

（ウ） 従事役職は、監理技術者・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分を超えていない場合には、実績として認めない。

（エ） 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

ウ 配置予定技術者の重複について（様式5）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請する場合には作成すること。

エ 特定建設工事共同企業体協定書（様式 6）

本協定書は、落札者となり契約締結となった場合でも改めて徴取はしない。したがって、契約締結後の共同企業体の施工は、入札参加申請時に提出された本協定書に基づき行われることになるので、それを前提に作成のこと。

オ 使用印鑑届（様式 7）

落札者となり契約締結となった場合には、請負契約関係提出書類の使用印鑑はすべて本届で届け出られた印鑑を使用しなければならないことに注意。

カ 委任状（様式 8）

共同企業体工事の入札はすべて代表構成員を相手方とすることになるので、そのための委任行為を明らかにするためのもの。

入札時に代理人が入札を行う場合には、必ず復代理人となるものであり、代表構成員から復代理人への委任状が必要であること。

キ 総合評価方式関係資料の作成要領等

（ア） 申請時に提出した企業の評価項目一覧表（様式 9）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式 10）において、審査を受ける項目の有に○印を付した項目について、下表 1 及び表 2 の「審査に必要な資料」欄に記載のものを挙証資料として添付すること。なお、同種・類似工事の成績評定において追加書類の不備が 1 件でもある場合は、平均点の算出ができないため評価点は 0 点とする。

（イ） 総合評価方式関係資料の先頭頁には表紙を付け、その表紙には入札に参加しようとする工事の工事番号及び工事名並びに事業者名を記入すること。

表 1 企業の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
同種・類似工事の実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式 11－1）並びに同種工事ごとの CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成 19 年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を 4 件提出すること。ただし、平成 16 年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年 9 月 30 日以前）に契約した工事については、評定点数を 5 点減点する。成績評定の審査対象とする実績が 4 件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	○ 「工事成績評定について（通知）」の写し又は確認ができる発注者証明書等と同種工事が確認できる CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
直近の成績評定の最低点 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された高知県発注工事の全業種の成績評定を対象とする。	

優良工事表彰の有無 ※ 平成 17 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 17 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無	○ 登録証の写しなど。
舗装工施工体制	○ 舗装工施工体制(様式 11-2、11-3) ○ AS フィニッシャの自己保有を証明する書類(車検証の写し又はリース契約書の写し)
地域性・社会性評価	
地域内拠点の有無	○ 建設業許可申請書別表又は別紙二(1)若しくは(2)の写し。(高知県内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者は平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しで確認できるため、追加書類は不要。) ○ 新設した建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を審査対象とする場合、審査を申請する時点において現に設置していることが確認できる資料。
地域ボランティアの有無 ※ 前年度におけるロードボランティア又はビーチボランティアの活動実績を地域点数に換算(ロードボランティアは 1 回 2 点、ビーチボランティアは 1 回 4 点)し評価する。	○ 土木事務所長印の押印があるロードボランティア活動実績報告書又はビーチボランティア年度集計報告書の写し(団体としての活動実績の場合は活動実績参加業者報告書を添付すること。
重機保有の有無	○ 重機保有(様式 11-4、11-5) ○ 特定自主検査記録表の写し及び以下の書類 ・ リース契約により重機を保有する場合は当該契約書の写し ・ 保有する重機が車検を受けている場合は、当該車検証の写し
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	○ 消防団員加入状況調書(様式 11-6)及び証明書(様式 11-7)又は消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることが確認できる資料

表2 配置予定技術者の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	

同種・類似工事への従事実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式 12）並びに同種工事ごとの CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成 19 年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を 4 件提出すること。ただし、平成 16 年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年 9 月 30 日以前）に契約した工事については、評定点数を 5 点減点する。成績評定の審査対象とする実績が 4 件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	○ 「工事成績評定について（通知）」の写し又は確認ができる発注者証明書等と同種工事が確認できる CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
優良工事表彰の有無 ※ 平成 17 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 17 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
継続学習制度（CPD）への取組 ※ （社）日本建築士会連合会については、平成 22 年度より推奨単位が変更になっているため、単位の換算に注意すること。	○ 平成 24 年 4 月 1 日以降に各団体 CPD 協議会が発行した学習履歴証明書の写し
配置予定技術者の資格	○ 資格を有することを証する書類（資格者証）の写し

4 追加書類の提出

落札候補者は、下記により個別事項第 3 で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送により提出すること。

ア 追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、工事名及び工事番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。（追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）

イ 郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。

5 落札者の決定方法

落札候補者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があり、評価値が最も高い者と認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は追加書類を期限までに提出しない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

また、審査の結果、落札候補者の評価値に変動があり、順位が入れ替わる場合は、最も評価値が高い者を落札候補者として追加書類の提出を求め、審査を行う。

なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

- 6 第10又は第11に該当する場合には、その調査又は評価を行った後に落札者を決定する。
- 7 落札者又は落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、別に通知するところによりくじを実施し、落札候補者を決定する。

第10 低入札価格調査

- 1 この入札では、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。

調査基準価格は、事後公表とする。

- 2 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が見積内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が見積内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない場合は、見積内訳書を提出しなかったものとみなし、失格とする。
- 3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - （1）直接工事費 設計金額の85%
 - （2）共通仮設費 設計金額の80%
 - （3）現場管理費 設計金額の80%
 - （4）一般管理費 設計金額の30%

低入札者から提出された見積内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。

- 4 失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、失格基準に該当しない低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- 5 失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。

また、失格基準に該当しない低入札者の施工体制評価について、第11の4の表2施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかとなるときにおいても、その時点で調査を中止し、当該低入札者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。

なお、調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。

- 6 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価（第11参照）及びヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。
- 7 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。
- 8 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。
- 9 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読・了知のこと。

第11 施工体制評価

1 評価区分

低入札者（第10の1の失格調査において失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。低入札者以外の入札参加者は、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性とも、施工体制評価は満点として評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な施工が実現されるか、積算根拠に資材発注業者、下請業者等の見積価格が適正に反映されているかを評価する。

評価対象経費は、直接工事費及び共通仮設費とする。

（※その他工場製作における直接製作費、間接労務費等が含まれる。）

(2) 施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者及び下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。

評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費とする。

（※その他工場製作における工場管理費等が含まれる。）

2 施工体制評価点

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性について、企業評価型では、各々「良」（5点）、「可」（2点）、「不可」（0点）とし、その合計点を施工体制評価点（満点10点）とする。施工計画型では各々「良」（10点）、「可」（4点）、「不可」（0点）とし、その合計点を施工体制評価点（満点20点）とする。なお、技術提案型以上では、公告個別事項に定めるとおりとする。

3 施工体制評価の取扱い

(1) 施工体制評価の加算点への反映（小数点第5位以下切捨とする。）

開札時の加算点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）

(2) 技術評価点の算定

標準点＋開札時の加算点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）＋施工体制評価点

4 施工体制評価基準

(1) 品質確保の実効性の評価基準は表1、施工体制確保の確実性の評価基準は表2のとおりであり、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

(2) 評価基準中の「標準積算基準」とは、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準をいい、経費項目の区分の適否は標準積算基準により評価する。

表1 品質確保の実効性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未達の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6

6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注1 4及び5の「仕様」とは、設計図書で指定した工法又は製品をいう。

2 4は、下請等見積書ではA製品の見積である一方、B製品を使用した積算になっているような場合に該当する。

3 6は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。例えば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼働に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

4 7及び9の「積算項目」とは、土木工事標準積算基準新土木工事積算大系における種別（レベル3）又は公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較のうえ評価する。

5 8は、設計図書に積上計上された安全費の項目がない場合には、減点対象とはしない。

表2 施工体制確保の確実性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の見積内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、例えば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような

場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

- 2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」に含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。
- 3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、例えば「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。
- 4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、その他の場合をいう。

第12 低入札工事の特例

低入札者が受注者となり施工する工事（以下「低入札工事」という。）では、次のとおり取り扱う。

- 1 建設工事請負契約書（金銭保証用）（以下「契約書」という。）第4条に定める保証の額は請負代金額の10分の3以上、同第46条に定める違約金の額は10分の3となること。
- 2 契約書第34条に定める前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- 3 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更に関する協議を実施する「出来高部分払方式」が適用されること。
- 4 契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加えて建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- 5 契約書第44条に定める瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる期間は、木造の建物等及び設備工事等の場合には2年（コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には4年）以内となること。
- 6 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回現地確認を行い、発注者に報告すること。
- 7 低入札工事における工事監督は高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督とし、低入札価格調査時の申立てと施工の実態が異なるなど、県の定める低入札関係の規定又は契約書の規定に違反したと認められる場合には、指名停止の措置を行う。

第13 入札保証

免除する。

第14 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。落札者が低入札者である場合は、第12の1による。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第15 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、建設工事電子競争入札心得及び高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて（平成22年1月15日付け21高建管第940号土木部長通知）を了知すること。

- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書及び見積内訳書は差し替え、訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 施工計画を求める総合評価方式における入札においては、提出した技術提案に基づく入札を行うこと。技術提案に基づく施工に関しては、変更契約の対象としない。
- 7 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格及び総合評価における評価点の確認以外の目的では使用しない。
- 8 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の3の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 9 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 10 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に共同企業体の構成員のいずれかの者が次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - （3）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - （4）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - （5）その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 11 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 12 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。

＜アドレス＞ 建設管理課ページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>
- 13 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。

落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。
- 14 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 15 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、個別事項第2において定めるもののほか、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3 公告の日から開札の日までの期間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、申請書等提出期限までに以下により、個別事項第4において定める申請書等を提出しなければならない。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

＜アドレス＞

入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

〇〇土木事務所ホームページ（各契約機関のHPアドレスを記載）

2 提出方法

（1）申請書等

電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。）なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出がない落札候補者は失格とする。

（※）閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日（高知県の休日を定める条例〔平成元年高知県条例第2号〕）

（2）電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①のWord形式で保存されたものに限る。

- ① Word95からWord2002（2003）までの形式で保存したもの
- ② Excel95からExcel2002（2003）までの形式で保存したもの
- ③ PDF形式のファイル（AdobeReader 9により読み込み可能なバージョンで作成したもの）
- ④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式（事前に協議のこと。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ず ZIP 形式で圧縮すること。自己解凍形式により圧縮したファイルの提出は認めない。

- (3) 添付ファイルの容量が 2 メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後 5 時まで提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。また、紙ファイルでの提出の場合、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）には押印が必要なので注意すること。

イ 郵便等による提出の場合は、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。

- (4) 提出先・期限

個別事項第 3 において定める。

第 3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

<アドレス> 入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

2 質疑応答

- (1) 質疑書は Word95 から Word2002（2003）までのファイル形式により作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付のうえ入札実施機関へ送付すること。

指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

- (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

- (3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第 2 の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

- (4) 質疑書提出期限・回答期限

個別事項第 3 において定める。

第 4 入札方法

- 1 申請書等提出期限日の翌日から開札予定日の前日までの間（閉庁日を除く毎日午前 9 時から午後 8 時までの間。）に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。

- 2 落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに登録すること。

- 3 低入札価格調査制度が適用された入札にあつては、入札金額の電子入札システム登録時

には、入札情報システムからダウンロードした書式に従って当該入札金額の見積内訳書を作成し、電子ファイル化（第2の3（2）による。）したうえで添付すること。電子入札システムで添付ファイルとして提出されるので押印は必要ない。見積内訳書の提出がない低入札者又は落札候補者は失格とする。

- 4 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、次により持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、開札予定日の前日午後5時（再度入札の場合は入札受付期限）までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される見積内訳書には押印が必要となるので注意すること。

ア 見積内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「見積内訳書」と朱書きして封かんすること（見積内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。

イ 郵便等による場合は、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「見積内訳書在中」と朱書きすること。

- 5 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。

また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。

- 6 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により紙入札書の使用を認めることがある。

- 7 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により紙入札書の使用を認めることがある。

- 8 前2項で紙入札書の使用を認めた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札を併せて電子入札システムによる開札を行う。

- 9 予定価格が事後公表の入札であって、入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。

- 10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（閉庁日の場合は、1日ずつ繰り越す。）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。見積内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、見積内訳書は電子ファイルの添付ができないので、指定するアドレスあて電子メールでの提出又は4による方法で見積内訳書を提出すること。

第5 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第9条に該当した入札は、無効とする。

第6 失格の入札

建設工事電子競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第7 入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

- （1） 公告から開札の日までに入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。

(2) 虚偽の申請をしたことが判明したとき。

第8 落札決定の方法

- 1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。
- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札候補者とする。
 - (1) 調査基準価格が設定された入札にあっては、最低の入札を行った者。
 - (2) 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の入札を行った者。

3 落札候補者に求める追加書類

開札後、落札候補者となった者は、個別事項第4で定める追加書類を提出しなければならない。

(1) 追加書類作成における共通注意事項

- ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。
- イ CORINS 工事カルテ等の挙証資料については、原則として1頁に横の書式で2頁分を掲載し、かつ、両面印刷とすること。
- ウ 重複する挙証資料は、1部のみの提出で差し支えない。
- エ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、該当するものについては「実績無し」等と審査する。

(2) 個別書類の作成における注意事項

ア 同種工事の施工実績（様式2）

企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

工事内容の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録している CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ 配置予定技術者名簿（様式3）

- (ア) 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。
- (イ) 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者を記載することができる。
- (ウ) 従事役職は、監理技術者・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分を超えていない場合には、実績として認めない。
- (エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

ウ 配置予定技術者の重複について（様式4）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請する場合には作成すること。

4 追加書類の提出

落札候補者は、下記により個別事項第3で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送により提出すること。

ア 追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、工事名及び工事番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。(追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。)

イ 郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまないで済む大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。

5 落札者の決定方法

落札候補者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行い、審査の結果、入札参加資格がある場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は追加書類を期限までに提出しない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

6 第9に該当する場合には、その調査を行った後に落札者を決定する。

7 落札者又は落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子入札システムによるくじを実施し、落札者を決定する。

第9 低入札価格調査

低入札価格調査制度が適用された入札であって、低入札があった入札においては、次のとおり取り扱う。

1 この入札では、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。

調査基準価格は、事後公表とする。

2 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が見積内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が見積内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、見積内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない場合は、見積内訳書を提出しなかったものとみなし、失格とする。

3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の80%
- (3) 現場管理費 設計金額の80%
- (4) 一般管理費 設計金額の30%

低入札者から提出された見積内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。

4 失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、失格基準に該当しない低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。

5 失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。

6 低入札調査では、低入札調査資料に基づくヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。

7 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。

- 8 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。
- 9 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 高建管第 1180 号土木部長通知）を熟読・了知のこと。

第 10 低入札工事の特例

低入札者が受注者となり施工する工事（以下「低入札工事」という。）では、次のとおり取り扱う。

- 1 建設工事請負契約書（金銭保証用）（以下「契約書」という。）第 4 条に定める保証の額は請負代金額の 10 分の 3 以上、同第 46 条に定める違約金の額は 10 分の 3 となること。
- 2 契約書第 34 条に定める前金払ができる額は、請負代金額の 10 分の 2 以内となること。
- 3 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更に関する協議を実施する「出来高部分払方式」が適用されること。
- 4 契約書第 10 条に定める主任技術者又は監理技術者に加えて建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者を 1 名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- 5 契約書第 44 条に定める瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる期間は、木造の建物等及び設備工事等の場合には 2 年（コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には 4 年）以内となること。
- 6 瑕疵担保期間中は、受注者において年 1 回現地確認を行い、発注者に報告すること。
- 7 低入札工事における工事監督は高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督とし、低入札価格調査時の申立てと施工の実態が異なるなど、県の定める低入札関係の規定又は契約書の規定に違反したと認められる場合には、指名停止の措置を行う。

第 11 入札保証

免除する。

第 12 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の 10 分の 1 以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。落札者が低入札者である場合は、第 10 の 1 による。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第 13 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、建設工事電子競争入札心得及び高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて（平成 22 年 1 月 15 日付け 21 高建管第 940 号土木部長通知）を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が 1 者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書及び見積内訳書は差し替え、訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の

差し替え、訂正等は認めない。

- 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- 7 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の2の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 8 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効するとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - （3）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - （4）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - （5）その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 10 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 11 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。

＜アドレス＞ 建設管理課ページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>
- 12 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。

落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。
- 13 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 14 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、個別事項第2において定めるもののほか、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3 公告の日から開札の日までの期間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

1 申請書等の様式

入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

＜アドレス＞

入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>
〇〇土木事務所ホームページ（各契約機関のHPアドレスを記載）

2 作成要領

個別事項第4で定められた提出書類を下記により作成し、提出すること。

（1）同種工事の施工実績（様式2）

ア 企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

イ 工事内容の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がそ

の内容を証明できるものを添付すること。

(2) 配置予定技術者名簿（様式3）

ア 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

イ 申請書の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者を記載することができる。

ウ 従事役職は、監理技術者・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分以上を超えていない場合には、実績として認めない。

エ 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

(3) 配置予定技術者の重複について（様式4）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請する場合には提出すること。

(4) 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。

3 提出期間・提出先

個別事項第3において定める。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計図書は、入札情報システムのほか、当該入札実施機関の閲覧室において閲覧することができる。閲覧に際しては、閲覧室に掲示する注意事項を遵守すること。

<アドレス> 入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

2 質疑応答

(1) 質疑書は Word95 から Word2002（2003）までのファイル形式により作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付のうえ入札実施機関へ送付すること。

指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

(3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

(4) 質疑書提出期限・回答期限

個別事項第3において定める。

第4 入札参加資格の確認等

1 入札参加資格の確認

(1) 資格確認通知

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限日に行うものとし、その結果は個別事項第3で定める日までに申請者に対して通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。

(2) 入札参加資格がないと認められた者

その理由について、次の要領で知事に対して説明を求めることができる。

ア 方法

書面（様式自由）を入札実施機関の総務課契約担当へ持参する。郵送、FAX 等によるものは認めない。

イ 回答

説明を求められた者に対する回答は、書面によって行う。

2 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。

- (1) 入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請をしたことが判明したとき。

3 入札方法について

- (1) 郵便等による入札は、認めない。
- (2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

第5 入札保証

免除する。

第6 無効の入札

建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第9条に該当した入札は、無効とする。

第7 失格の入札

建設工事競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第8 落札決定の方法

開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札者又は落札候補者とする。

- (1) 調査基準価格が設定された入札にあっては、最低の入札を行った者。
- (2) 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の入札を行った者。

第9 低入札価格調査

調査基準価格が設定された入札にあって、低入札があった場合は、次のとおり取り扱う。

- 1 この入札では、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。
調査基準価格は、事後公表とする。
- 2 低入札価格調査制度が適用された入札への参加者は、見積内訳書をあらかじめ作成のうえ入札時に持参し、入札書記載金額が調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）を行った者は、直ちに提出しなければならない。低入札があったときは入札結果を保留し、失格調査及び低入札調査により落札者を決定する。
- 3 見積内訳書の作成を代理人に委任することは認めない。また、低入札を行い、見積内訳書を提出しない者は、指名停止措置を伴う失格とする。見積内訳書に直接工事費、共通仮

設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない者は見積内訳書を提出しなかったものとみなす。

- 4 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の 85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の 80%
- (3) 現場管理費 設計金額の 80%
- (4) 一般管理費 設計金額の 30%

低入札者から提出された見積内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。

- 5 失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、失格基準に該当しない低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- 6 失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。
- 7 低入札調査では、低入札調査資料に基づくヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。
- 8 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。
- 9 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。
- 10 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 高建管第 1180 号土木部長通知）を熟読・了知のこと。

第 10 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の 10 分の 1 以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。落札者が低入札者である場合は、第 11 の 1 による。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第 11 低入札工事の特例

低入札者が受注者となり施工する工事（以下「低入札工事」という。）では、次のとおり取り扱う。

- 1 建設工事請負契約書（金銭保証用）（以下「契約書」という。）第 4 条に定める保証の額は請負代金額の 10 分の 3 以上、同第 46 条に定める違約金の額は 10 分の 3 となること。
- 2 契約書第 34 条に定める前金払ができる額は、請負代金額の 10 分の 2 以内となること。
- 3 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更に関する協議を実施する「出来高部分払方式」が適用されること。
- 4 契約書第 10 条に定める主任技術者又は監理技術者に加えて建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者を 1 名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- 5 契約書第 44 条に定める瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる期間は、木造の建物等及

び設備工事等の場合には2年（コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には4年）以内となること。

- 6 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回現地確認を行い、発注者に報告すること。
- 7 低入札工事における工事監督は高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督とし、低入札価格調査時の申立てと施工の実態が異なるなど、県の定める低入札関係の規定又は契約書の規定に違反したと認められる場合には、指名停止の措置を行う。

第12 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、建設工事競争入札心得を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加が受理された者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書及び見積内訳書は差し替え、訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 5 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- 7 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - （3）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - （4）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - （5）その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 9 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 10 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。

＜アドレス＞ 建設管理課ページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>
- 11 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。
- 12 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 13 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

様式一覧表（電子入札・事後審査・総合評価あり・単独）

	見積内訳書
様式 1 （単体企業用）	一般競争入札参加資格確認申請書
様式 2 （単体企業用）	同種工事の施工実績
様式 3 （単体企業用）	配置予定技術者名簿
様式 4 （単体企業用）	配置予定技術者の重複について
（参考様式）	総合評価方式関係資料
様式 5	企業の評価項目一覧表
様式 6	配置予定技術者の評価項目一覧表
様式 7－1	企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
様式 7－2	舗装工施工体制
様式 7－3	舗装工施工体制（ＡＳフィニッシャ写真）
様式 7－4	重機保有
様式 7－5	重機保有（バックホウ又はトラクターショベルの写真）
様式 7－6	消防団員加入状況調書
様式 7－7（参考様式）	証明書
様式 8	配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
様式 9	施工上の課題に関する所見

平成 年 月 日

高知県知事

様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

見積内訳書

工 事 番 号	
工 事 名	

工 種 等	見 積 金 額 (円)									
直接工事費計										
共通仮設費計										
※ 工種等の内訳は 工事の内容によって 変更すること。										
現場管理費計										
一般管理費計										
合 計										

(注) 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目区分によること。

2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。

3 本書の作成は代理人に委任することはできないこと。

様式 1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
(E-mail)

平成○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○工事(第×号)の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工実績(様式2)
- 2 配置予定技術者名簿(様式3)
- 3 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
- 【4 配置予定技術者の重複について(様式4)※必要な場合のみ。】
- 5 企業の評価項目一覧表(様式5)
- 6 様式5の挙証資料
 - (1) ○○○○
 - (2) ○○○○
- 7 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6)
- 8 様式6の挙証資料
 - (1) ○○○○
 - (2) ○○○○
- 9 施工上の課題に関する所見(様式9)

- (注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。
2 申請書を電子入札でのファイル添付で提出する場合には、押印は不要であること。

様式 2（単体企業用）

〇〇〇〇工事（ 第×号）
同種工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工事名 (工事番号)	〇〇〇〇〇工事（〇〇第〇〇号）
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇千円
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
工 事 内 容	施工方法	
	規模	
	寸法等	

- （注） 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率 20%以上のものに限る。
2 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 3（単体企業用）

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名		監理技術者 〇〇 〇〇
生年月日		年 月 日
法令による免許		一級〇〇施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号）
雇用年月（雇用期間）		平成 年 月（〇年〇ヶ月）
従 事 経 験 の 概 要	工事名	〇〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇〇千円（うち出資比率に応じた額〇〇〇〇千円）
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
	従事役職	
工事内容		

（注） 1 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限る。

2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 4（単体企業用）

配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。
（重複申請が無い場合は、提出不要）

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者
商号及び代表者氏名 印

配置予定技術者の重複について

今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。

記

1 技術者の氏名

2 重複申請工事の概要

工事名及び工事番号	発注機関名	公 告 日	入札予定日
工事（第 号）	●●県●●課	月 日	月 日
工事（第 号）	○○県○○課	月 日	月 日

（注） 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。（当該申請工事を含む。）

2 発注機関名は、具体的に記すこと。

(表紙)

総 合 評 価 方 式 関 係 資 料

〇〇〇〇改修工事

(第×××号)

△△建設（株）

企業の評価項目一覧表

会社名：

評価項目	審査の有無		評価の自己申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無	有	無	○件	点
同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
直近の成績評定の最低点	有	無	成績評定 65 点未満	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
I S O マネジメントシステム審査登録等の有無	有	無	ISO○○○ エコアクション 21	点
舗装工施工体制（A S 舗装工事に適用）	有	無	ASフレッチャ自社保有 自社施工	点
地域内拠点の有無	有	無	同一市町村内主 たる営業所	点
地域ボランティアの有無	有	無	地域点数○○点 相当	点
重機保有の有無	有	無	バックホ自社保有	点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	有	無	○○市消防団加入 ○○市消防団協力事業所表示制度の認定	点
計				点

- (注) 1 評価項目のうち、審査を求める項目については「有」に、審査を求めない項目については「無」に○印をつけること。
- 2 個別事項第4により、自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 4 事後審査方式による場合にあっては、落札候補者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。
- 5 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。
- 6 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

配置予定技術者の評価項目一覧表

会社名：

技術者氏名：

評価項目	審査の有無		評価の申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事への従事実績の有無	有	無	○件	点
従事した同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○．○点	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
継続学習制度（CPD）への取り組み	有	無	推奨単位の 10 分の○	点
配置予定技術者の資格	有	無	○○資格	点
計				点

- (注) 1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、それぞれの技術者についてこの一覧表を提出すること。
- 2 評価項目のうち、審査を求める項目については「有」に、審査を求めない項目については「無」に丸印をつけること。
- 3 個別事項第 4 により、自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 4 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 5 事後審査方式による場合にあっては、落札候補者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。
- 6 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に 1 件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点 0 点と審査する。
- 7 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式 7 - 1

企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

会社名：

1	工事名(工事番号)	〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
	工事内容 (工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点 (ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)
2	工事名(工事番号)	〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
	工事内容 (工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点 (ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)

- (注) 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする 4 件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が 4 件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大 4 件を記載すること。
- 3 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し (工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの) と併せて「工事成績評定について (通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の工事については、「工事成績評定について (通知)」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。
- 4 3 件目及び 4 件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1 及び 2 を 3 及び 4 にして記載すること。

様式 7 - 2

舗装工施工体制

会社名：

当該工事の A S 舗装工の 自社施工	有 ・ 無
A S フィニッシャの保有	有 ・ 無
保有形態	自社保有 ・ 長期リース (リース期間：平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日)
自動車登録番号	
メーカー名	
型 式	
車台番号	
自動車検査証有効期限	
写真 様式 7 - 3 を添付	

- (注) 1 A S 舗装工の自社施工とは、基層及び表層部分の自社施工の有無であるので注意すること。
- 2 「当該工事の A S 舗装工の自社施工」欄及び「A S フィニッシャの保有」欄については、「有」又は「無」の該当するどちらかに丸印をつけること。また、A S フィニッシャ保有「有」の場合は、「保有形態」欄の「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらかに丸印をつけること。
- 3 A S フィニッシャの保有については、機械の規格は問わない。また、複数台保有している場合も、1 台のみ記載すること。
- 4 A S フィニッシャの保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1 年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の機械が対象となる。
- 5 リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 6 自社保有及びリース契約ともに、自動車検査証の写し及び写真（様式 7 - 3）を添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。

様式 7－3

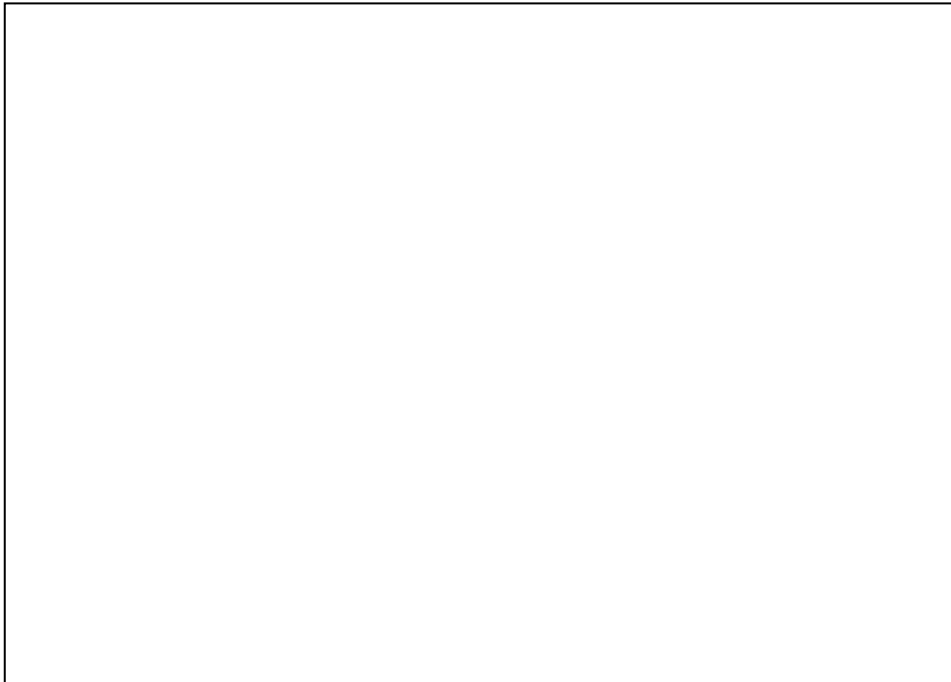
舗装工施工体制（A S フィニッシャ写真）

写真（撮影日：平成○年○月○日）

①全景



②ナンバープレート等車検証との相関を示す写真



- (注) 1 様式7－2に記載した機械について、6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。
2 全景写真は、社名が入っているものを原則とする。

様式 7 - 4

重 機 保 有

会社名：

保有する重機	バックホウ ・ トラクターショベル
保有形態	自社保有 ・ 長期リース (リース期間：平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日)
駆動型式	クローラ ・ ホイール
自動車登録番号 (特定自主検査済標章番号)	
メーカー名	
型 式	
車台番号	
有効期限の満了日	
規 格	バケット容量 山積○. ○m ³
写真	様式 7 - 5 を添付

- (注) 1 「保有する重機」欄については、「バックホウ」又は「トラクターショベル」の該当するどちらかに丸印をつけること。また、「保有形態」欄については、「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらか、「駆動型式」欄については、「クローラ」又は「ホイール」の該当するどちらかに丸印をつけること。
- 2 複数台保有している場合も、1台のみ記載すること。
- 3 重機の保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の重機が対象となる。
- 4 「自動車登録番号(特定自主検査済標章番号)」欄には、車検を受けている重機については車両番号を、車検を受けていない重機については、特定自主検査済標章番号を記載すること。
(記載例：特自検(標章0000000))
- 5 「有効期限の満了日」欄には、車検を受けている重機については車検の満了期日を、車検を受けていない重機については次回特定自主検査日前日を記入すること。
- 6 リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 7 車検を受けている重機については自動車検査証の写しを添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。
- 8 特定自主検査記録表及び写真(様式7-5)を添付すること。なお、特定自主検査記録表は、公告日より過去1年以内に実施した検査記録であること。

様式 7－5

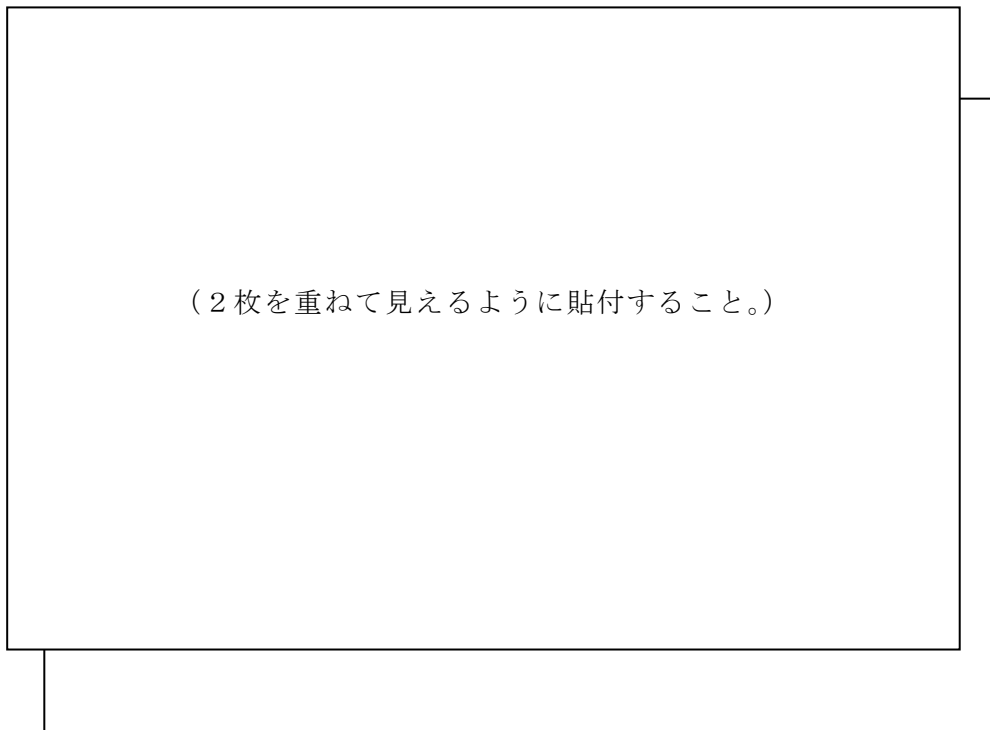
重機保有（バックホウ又はトラクターショベルの写真）

写真（撮影日：平成○年○月○日）

①全景



②銘版・機番部分のアップ写真、③特定自主検査標章のアップ写真



（注）1 写真は、様式7－4に記載した機械について、6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付する。なお、撮影日を記載すること。

2 全景写真は、社名が入っているものを原則とする。

消防団員加入状況調書

会社名：

該当する役職員の氏名	
該当する役職員の住所	
該当する役職員の雇用年月日 (雇用期間)	年 月 日 ()
該当する役職員が所属する消防団名	
該当する役職員の消防団所属期間	年 月 日～ 年 月 日
添付資料	消防団員証明書（様式 7 - 7 を参考）の写し 健康保険証の写し

- (注) 1 該当する役職員は、役員、一般職員のいずれでも差し支えないこと。
 2 該当する役職員は、前年度から現在まで引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者に限る。
 3 該当する役職員が所属する消防団は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定による〇〇市町村（広域）消防団に限る。
 4 添付が必要な消防団員証明書は、消防団員である役職員が個人の資格で取得した、市町村又は消防団が当該役職員の消防団所属を証明する任意の様式で差し支えない。当該役職員が前年度に消防団に所属していたことが証明の日付けで確認できれば、証明書に所属期間の記載は特に必要ない。
 5 該当する役職員の消防団への所属期間は特に問わないが、評価の対象となるのは、前年度に所属していた場合に限る。
 6 前年度から引き続き現在も消防団に所属している場合には、「該当する役職員の消防団所属期間」の終期には、「現在所属中」と記載すること。

証 明 書

下記の者は、当消防団員（〇〇〇〇消防団員）であることを証明します。

記

氏 名

住 所

生 年 月 日

加入年月日

平成 年 月 日

〇〇〇〇消防団長

印

又は

〇〇〇〇市町村〇〇課長

注 1 本様式は参考に示すものであり、様式 7-6 に添付する証明書は必ずしも本様式である必要はないこと。

2 証明者は、消防団、市町村のいずれでも差し支えない。

様式 8

配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

会社名：

1	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期 (専任義務期間)	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日)
	従事期間	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	従事役職・氏名	
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点(ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)
2	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期 (専任義務期間)	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日)
	従事期間	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	従事役職・氏名	
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点(ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)

- (注) 1 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする4件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大4件を記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの)と併せて「工事成績評定について(通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の工事については、「工事成績評定について(通知)」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。
- 3 工期と専任義務期間が異なっている場合は、専任義務期間を証明する資料を添付すること。
- 4 3件目及び4件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3及び4にして記載すること。

様式 9

施工上の課題に関する所見

工事名：〇〇〇〇工事
(第×号)

会社名：

(例) 施工上の課題	(例) 〇〇における環境対策及び交通安全対策について
項 目	具体的な施工計画
夜間施工時の歩行者に対する安全対策について (交通誘導員の増員に関する提案は除く。)	

(注) A 4 版で 1 枚 (10.5 ポイント文字程度による WORD 形式) とする。

(注) 1 施工計画を求めない企業評価型の場合には、削除する。

2 「項目」には、オーバースペックとして評価対象外となる事項を () 書で具体的に明記すること。

様式一覧表（電子入札・事後審査・総合評価あり・J V）

	見積内訳書
様式 1 （共同企業体用）	一般競争入札参加資格確認申請書
様式 2 （共同企業体用・代表構成員）	同種工事の施工実績
様式 3 （共同企業体用・代表構成員）	配置予定技術者名簿
様式 4 （共同企業体用・その他構成員）	配置予定技術者名簿
様式 5 （共同企業体用）	配置予定技術者の重複について
様式 6 （共同企業体用）	協定書
様式 7 （共同企業体用）	使用印鑑届
様式 8 （共同企業体用）	委任状
（参考様式）	総合評価方式関係資料
様式 9	企業の評価項目一覧表
様式 10	配置予定技術者の評価項目一覧表
様式 11－ 1	企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
様式 11－ 2	舗装工施工体制
様式 11－ 3	舗装工施工体制（A S フィニッシュ写真）
様式 11－ 4	重機保有
様式 11－ 5	重機保有（バックホウ又はトラクターショベルの写真）
様式 11－ 6	消防団員加入状況調書
様式 11－ 7 （参考様式）	証明書
様式 12	配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
様式 13	施工上の課題に関する所見

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

見積内訳書

工事番号	
工事名	

工 種 等	見 積 金 額 (円)									
直接工事費計										
共通仮設費計										
※ 工種等の内訳は 工事の内容によって 変更すること。										
現場管理費計										
一般管理費計										
合 計										

(注)

- 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目区分によること。
- 2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。
- 3 本書の作成は代理人に委任することはできないこと。

様式 1 (共同企業体用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所
商号及び代表者氏名

印

共同企業体の構成員の住所
商号及び代表者氏名

印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
E-mail:

平成○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○工事(第×号)の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工実績(様式2)
 - 2 配置予定技術者名簿(様式3及び様式4)
 - 3 平成24年度高知県建設工事競争入札資格決定通知書の写し
 - 【4 配置予定技術者の重複について(様式5)※必要な場合のみ。】
 - 5 特定建設工事共同企業体協定書(様式6)
 - 6 使用印鑑届(様式7)
 - 7 委任状(様式8)
 - 8 企業の評価項目一覧表(様式9)
 - 9 様式9の挙証資料
 - (1) ○○○○
 - (2) ○○○○
 - 10 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式10)
 - 11 様式10の挙証資料
 - (1) ○○○○
 - (2) ○○○○
 - 12 施工上の課題に関する所見(様式13)
- (注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。
2 申請書を電子入札でのファイル添付で提出する場合には、押印は不要であること。

様式 2（共同企業体用・代表構成員）

〇〇〇〇工事（第×号）
同種工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工事名 (工事番号)	〇〇〇〇〇工事（〇〇第〇〇号）
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇千円
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
工 事 内 容	施工方法 規模 寸法等	

（注）

- 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 3（共同企業体用・代表構成員）

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名		監理技術者 ○○ ○○
生年月日		年 月 日
法令による免許		○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 技術者資格（取得年及び登録番号）
雇用年月（雇用期間）		平成 年 月（○年○ヶ月）
従 事 経 験 の 概 要	工事名	○○○○○○工事
	発注機関名	○○県○○課
	施工場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○○千円（うち出資比率に応じた額○○○○千円）
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
	従事役職	
工事内容		

（注）

- 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限る。
- 記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 4（共同企業体用・その他構成員）

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名	主任技術者 ○○ ○○
生年月日	年 月 日
法令による免許	○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 建設業監理技術者資格（取得年及び登録番号）
雇用年月日（雇用期間）	平成 年 月 日（○年○月）

（注）

記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証の写しを必ず添付すること。

様式 5（共同企業体用）

配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。
（重複申請が無い場合は、提出不要）

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

共同企業体の名称

共同企業体の代表者

商号及び代表者氏名

印

配置予定技術者の重複について

今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。

記

1 技術者の氏名

2 重複申請工事の概要

工事名及び工事番号	発注機関名	公 告 日	入札予定日
工事（第 号）	●●県●●課	月 日	月 日
工事（第 号）	○○県○○課	月 日	月 日

（注）

- 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。（当該申請工事を含む。）
- 2 発注機関名は、具体的に記すこと。

様式 6（共同企業体用）

〇〇特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、高知県発注の 〇〇 工事（ 第 〇〇 号）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体と称する。

（事業所の所在地）

第 3 条 当共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当共同企業体は、平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日に成立し、〇〇 工事の終了後 6 か月を経過するまでの間は解散することができない。

（構成員の名称又は商号）

第 5 条 当共同企業体は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社をもってその構成員とする。

（代表者の名称）

第 6 条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し当共同企業体を代表してその権限を行使することを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当共同企業体に属する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第 8 条 当共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を考慮の上構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

（役員その他工事施工機関の組織及び選任）

第 9 条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け建設工事の完成に当たるものとする。

2 組織、編成及び工事の施工に関する基本事項については、運営委員会において協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

3 運営委員会は委員長及び委員で構成するものとし、委員長には当共同企業体の代表者をあてる。委員には、その他の構成員が選任した者をあてる。

- 4 運営委員会は、監査委員を選任する。
- 5 監査委員は、運営委員会の構成員と兼務することができない。
- 6 運営委員会の議事進行その他運営に関して必要な事項は、運営委員会において定める。

(事務局)

第 10 条 運営委員会のもとに事務局を設ける。

(各構成員の責任)

第 11 条 各構成員は、当該建設工事の請負契約の履行、下請契約その他当該建設工事の施工に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関して連帯責任を負う。

(取引金融機関)

第 12 条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(会計期間)

第 13 条 当共同企業体の会計期間は、当共同企業体設立の日から解散の日までとする。

(利益金の配当の割合)

第 14 条 決算の結果利益金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資割合により構成員に配当するものとする。

(欠損金の負担割合及び補てん方法)

第 15 条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が負担するものとする。

(工事しゅん工後における人員、機械、残材料等に関する処置)

第 16 条 工事しゅん工後残有する当共同企業体が雇用した職員及び労務者に対する処置は、運営委員会でこれを定める。

- 2 工事しゅん工後残存する機械、材料等は、当共同企業体の構成員中の希望する者に運営委員会の議決を経て売却するものとして、その代価は、当共同企業体の収入とするものとする。ただし、運営委員会の承認を得たときは、構成員以外の者に売却することができる。

(決算の監査)

第 17 条 決算終了後代表者は、営業報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益金処分案）を作成し、運営委員会の議決を経て 1 か月以内に監査委員に提出し承認を求めるものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 18 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第 19 条 構成員は、発注者及び運営委員会の承認がなければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者（以下「脱退構成員」

という。)がある場合においては、残存構成員は工事の施工について発注者と協議するものとする。

- 3 脱退構成員があつた場合の残存構成員の出資割合は、脱退前に脱退構成員が行っていた出資割合を残存構成員が現に出資している割合により分割し、第8条に規定する残存構成員の割合に加えたものとする。
- 4 脱退構成員の出資金返還は、決算の際に行う。ただし、決算の結果欠損金を生じたときは、脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を脱退構成員の出資金から控除した額を返還金額とする。
- 5 決算の結果利益金が生じた場合にあっては、脱退構成員には利益の配分は行わない。

(構成員の除名)

- 第20条** 工事途中における構成員の重要な義務の不履行その他当該構成員と当共同企業体を維持することが困難と認められる事由が生じた場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において当該構成員の除名を決定することができる。
- 2 前項の決定が行われたときは、当共同企業体の代表者は除名した構成員に対してその旨通知しなければならない。ただし、当共同企業体の代表者である構成員が除名となる場合には、次条の規定により新たに代表者となった者がこれを行う。
 - 3 構成員の除名が行われたときの処置については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

- 第21条** 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合の当企業体の代表者については、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において残存構成員のいずれかを代表者として決定するものとする。

(構成員中工事途中において破産又は解散した場合等の処置)

- 第22条** 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合等においては、第19条又は第20条の規定を準用する。

(工事しゅん工後解散までの間における構成員の脱退、破産、又は解散した場合等の処置)

- 第23条** 構成員のいずれかが建設工事しゅん工後当共同企業体が解散に至るまでの間において脱退、破産又は解散した場合等における処置については、残存構成員が協議して定める。

(解散後の瑕疵担保責任)

- 第24条** 当共同企業体が解散した後においても、当該建設工事につき、瑕疵担保責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第25条** この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとし、発注者と協議する。

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するとともに、1通を高知県に提出する。

平成 年 月 日

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

構成員 住所

氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

- 注 1 本協定書は、2者によるJV方式による場合のものである。
2 本協定書はA4版で作成し、袋綴じとすること。

様式 7（共同企業体用）

使 用 印 鑑 届

使用印



〇〇〇〇工事（ 第×号）における〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体の代表者の使用
印鑑を、上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

高知県知事 〇〇 〇〇〇 様

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者

印

様式 8（共同企業体用）

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

○○・○○特定建設工事共同企業体
構成員 住 所

氏 名 印

構成員 住 所

氏 名 印

委 任 状

下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 ○○工事（ 第×号）の入札及び見積に際して、○○・○○特定建設工事共同企業体を代表して行う権限
- 2 前項の入札を代わって行う復代理人を選任する権限

記

（代理人）

住 所

○○・○○特定建設工事共同企業体
代表者

印

表紙

総合評価方式関係資料

〇〇〇〇改修工事

(第×××号)

△△建設（株）

企業の評価項目一覧表

会社名：

評価項目	審査の有 無		評価の自己申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無	有	無	○件	点
同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
直近の成績評定の最低点	有	無	成績評定 65 点未 満	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
I S O マネジメントシステム審査登録等 の有無	有	無	ISO○○○ エコアクション 21	点
舗装工施工体制（A S 舗装工事に適用）	有	無	ASフイッヂヤ自社保有 自社施工	点
地域内拠点の有無	有	無	同一市町村内主 たる営業所	点
地域ボランティアの有無	有	無	地域点数○○点 相当	点
重機保有の有無	有	無	バックホウ自社保有	点
消防団への加入又は消防団協力事業所表 示制度の認定の状況	有	無	○○市消防団加入 ○○市消防団協力事 業所表示制度の認定	点
計				点

(注)

- 1 評価項目のうち、審査を求める項目については「有」に、審査を求めない項目については「無」に丸印をつけること。
- 2 個別事項第4により、自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 4 事後審査方式による場合にあっては、落札候補者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。
- 5 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。
- 6 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

配置予定技術者の評価項目一覧表

会社名：

技術者氏名：

評価項目	審査の有無		評価の申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事への従事実績の有無	有	無	○件	点
従事した同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
継続学習制度（CPD）への取り組み	有	無	推奨単位の 10 分の○	点
配置予定技術者の資格	有	無	○○資格	点
計				点

(注)

- 1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、それぞれの技術者についてこの一覧表を提出すること。
- 2 評価項目のうち、審査を求める項目については「有」に、審査を求めない項目については「無」に丸印をつけること。
- 3 個別事項第4により、自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 4 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 5 事後審査方式による場合にあっては、落札候補者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。
- 6 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。
- 7 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意による場合に限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式 11-1

企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

会社名：

1	工事名(工事番号)	〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点 (ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)
2	工事名(工事番号)	〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体／共同企業体名 (出資比率)
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点 (ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)

(注) 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率 20%以上のものに限る。

2 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする 4 件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が 4 件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大 4 件を記載すること。

3 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し (工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの) と併せて「工事成績評定について (通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の工事については、「工事成績評定について (通知)」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。

4 3 件目及び 4 件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1 及び 2 を 3 及び 4 にして記載すること。

様式 11-2

舗装工施工体制

会社名：

当該工事のAS舗装工の 自社施工	有 ・ 無
ASフィニッシャの保有	有 ・ 無
保有形態	自社保有 ・ 長期リース （リース期間：平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日）
自動車登録番号	
メーカー名	
型 式	
車台番号	
自動車検査証有効期限	
写 真	様式 11-3 を添付

(注)

- 1 AS舗装工の自社施工とは、基層及び表層部分の自社施工の有無であるので注意すること。
- 2 「当該工事のAS舗装工の自社施工」欄及び「ASフィニッシャの保有」欄については、「有」又は「無」の該当するどちらかに○印をつけること。また、ASフィニッシャ保有「有」の場合は、「保有形態」欄の「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらかに丸印をつけること。
- 3 ASフィニッシャの保有については、機械の規格は問わない。また、複数台保有している場合も、1台のみ記載すること。
- 4 ASフィニッシャの保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の機械が対象となる。
- 5 リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 6 自社保有及びリース契約ともに、自動車検査証の写し及び写真（様式 11-3）を添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。

様式 11-3

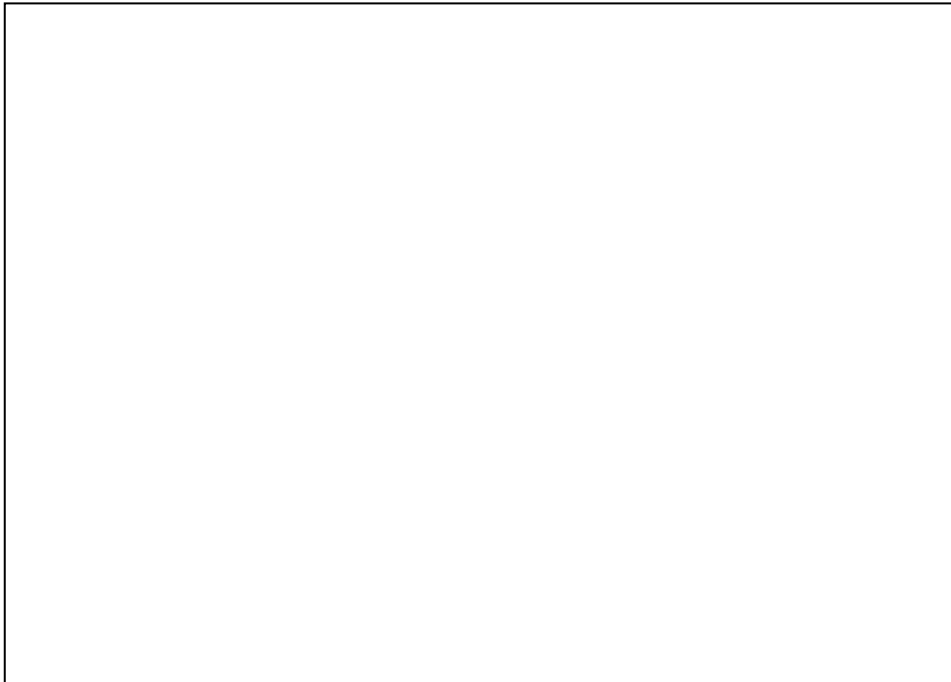
舗装工施工体制（A S フィニッシャ写真）

写真（撮影日：平成○年○月○日）

①全景



②ナンバープレート等車検証との相関を示す写真



(注)

- 1 様式11-2に記載した機械について、6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。
- 2 全景写真は、社名が入っているものを原則とする。

様式 11-4

重 機 保 有

会社名：

保有する重機	バックホウ ・ トラクターショベル
保有形態	自社保有 ・ 長期リース (リース期間：平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日)
駆動型式	クローラ ・ ホイール
自動車登録番号 (特定自主検査済標章番号)	
メーカー名	
型 式	
車台番号	
有効期限の満了日	
規 格	バケット容量 山積○. ○m ³
写真 様式 11-5 を添付	

(注)

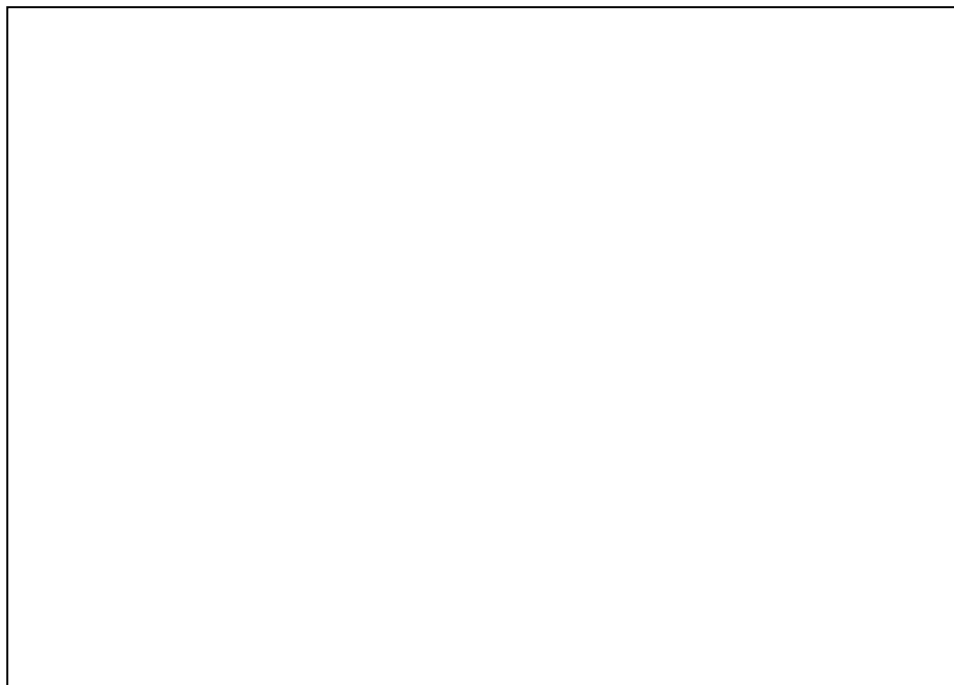
- 1 「保有する重機」欄については、「バックホウ」又は「トラクターショベル」の該当するどちらかに丸印をつけること。また、「保有形態」欄については、「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらか、「駆動型式」欄については、「クローラ」又は「ホイール」の該当するどちらかに○印をつけること。
- 2 複数台保有している場合も、1台のみ記載すること。
- 3 重機の保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の重機が対象となる。
- 4 「自動車登録番号(特定自主検査済標章番号)」欄には、車検を受けている重機については車両番号を、車検を受けていない重機については、特定自主検査済標章番号を記載すること。(記載例：特自検(標章0000000))
- 5 「有効期限の満了日」欄には、車検を受けている重機については車検の満了期日を、車検を受けていない重機については次回特定自主検査日前日を記入すること。
- 6 リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 7 車検を受けている重機については自動車検査証の写しを添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。
- 8 特定自主検査記録表及び写真(様式 11-5)を添付すること。なお、特定自主検査記録表は、公告日より過去1年以内に実施した検査記録であること。

様式 11-5

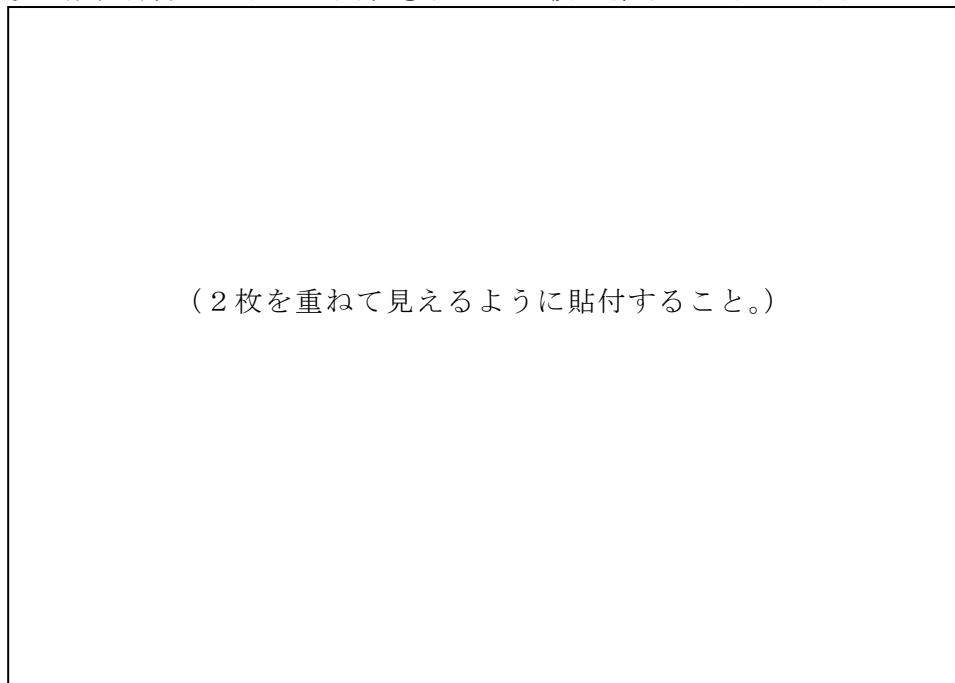
重機保有（バックホウ又はトラクターショベルの写真）

写真（撮影日：平成○年○月○日）

①全景



②銘版・機番部分のアップ写真、③特定自主検査標章のアップ写真



（2枚を重ねて見えるように貼付すること。）

（注）

- 1 様式11-4に記載した機械について、6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。
- 2 全景写真は、社名が入っているものを原則とする。

消防団員加入状況調書

会社名：

該当する役職員の氏名	
該当する役職員の住所	
該当する役職員の雇用年月日 (雇用期間)	年 月 日 ()
該当する役職員が所属する消防団名	
該当する役職員の消防団所属期間	年 月 日～ 年 月 日
添付資料	消防団員証明書（様式 11－7 を参考）の写し 健康保険証の写し

(注)

- 1 該当する役職員は、役員、一般職員のいずれでも差し支えないこと。
- 2 該当する役職員は、前年度から現在まで引き続き3ヶ月以上雇用されている者に限る。
- 3 該当する役職員が所属する消防団は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定による〇〇市町村（広域）消防団に限る。
- 4 添付が必要な消防団員証明書は、消防団員である役職員が個人の資格で取得した、市町村又は消防団が当該役職員の消防団所属を証明する任意の様式で差し支えない。当該役職員が前年度に消防団に所属していたことが証明の日付けで確認できれば、証明書に所属期間の記載は特に必要ない。
- 5 該当する役職員の消防団への所属期間は特に問わないが、評価の対象となるのは、前年度に所属していた場合に限る。
- 6 前年度から引き続き現在も消防団に所属している場合には、「該当する役職員の消防団所属期間」の終期には、「現在所属中」と記載すること。

証 明 書

下記の者は、当消防団員（〇〇〇〇消防団員）であることを証明します。

記

氏 名

住 所

生 年 月 日

加入年月日

平成 年 月 日

〇〇〇〇消防団長

印

又は

〇〇〇〇市町村〇〇課長

注 1 本様式は参考に示すものであり、様式 11-6 に添付する証明書は必ずしも本様式である必要はないこと。

2 証明者は、消防団、市町村のいずれでも差し支えない。

様式 12

配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

会社名：

1	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期 (専任義務期間)	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日)
	従事期間	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	従事役職・氏名	
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評価	〇〇. 〇点(ただし、成績評価の審査対象外の工事は、「成績評価の審査対象外」と記載すること)
2	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工 期 (専任義務期間)	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日)
	従事期間	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
	従事役職・氏名	
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評価	〇〇. 〇点(ただし、成績評価の審査対象外の工事は、「成績評価の審査対象外」と記載すること)

- (注) 1 同種・類似工事の成績評価を審査有として申請する場合には、成績評価の審査対象とする4件の工事を表に記載すること。ただし、成績評価の審査対象とする工事が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて最大4件を記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの)と併せて「工事成績評価について(通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評価の審査対象外の工事については、「工事成績評価について(通知)」は必要なく、表中の成績評価欄に点数は記載せず、「成績評価の審査対象外」と記載すること。
- 3 工期と専任義務期間が異なっている場合は、専任義務期間を証明する資料を添付すること。
- 4 3件目及び4件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3及び4にして記載すること。

様式 13

施工上の課題に関する所見

工事名：○○○○工事
(第×号)

会社名：

(例) 施工上の課題	(例) ○○における環境対策及び交通安全対策について
項 目	具体的な施工計画
夜間施工時の歩行者に対する安全対策について (交通誘導員の増員に関する提案は除く。)	

(注) A 4 版で 1 枚 (10.5 ポイント文字程度による WORD 形式) とする。

(注) 1 施工計画を求めない企業評価型の場合には、削除する。

2 「項目」には、オーバースペックとして評価対象外となる事項を () 書で具体的に明記すること。

様式一覧表（電子入札・事後審査・総合評価なし・単独）

[illegible]

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

見積内訳書

工事番号	
工事名	

工 種 等	見 積 金 額 (円)
直接工事費計	
※ 工種等の内訳は 工事の内容によって 変更すること。	共通仮設費計
	現場管理費計
一般管理費計	
合 計	

- (注) 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目区分によること。
- 2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。
- 3 本書の作成は代理人に委任することはできないこと。

様式 1（単体企業用）

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
(E-mail)

平成○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○工事（第×号）の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工実績（様式2）
- 2 配置予定技術者名簿（様式3）
- 3 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
- 【4 配置予定技術者の重複について（様式4）※必要な場合のみ。】

- （注）
- 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。
 - 2 申請書を電子入札でのファイル添付で提出する場合には、押印は不要であること。
 - 3 電子入札システムには当該様式のみを添付して申請すること。

様式 2（単体企業用）

〇〇〇〇工事（ 第×号）
同種工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工事名 (工事番号)	〇〇〇〇〇工事（〇〇第〇〇号）
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇千円
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
工 事 内 容	施工方法 規模 寸法等	

- （注） 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 3（単体企業用）

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名		監理技術者 ○○ ○○
生年月日		年 月 日
法令による免許		一級○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号）
雇用年月（雇用期間）		平成 年 月（○年○ヶ月）
従 事 経 験 の 概 要	工事名	○○○○○○○工事
	発注機関名	○○県○○課
	施工場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○○○千円（うち出資比率に応じた額○○○○○千円）
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
	従事役職	
	工事内容	

- （注） 1 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 4（単体企業用）

配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。
（重複申請が無い場合は、提出不要）

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者
商号及び代表者氏名 印

配置予定技術者の重複について

今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。

記

1 技術者の氏名

2 重複申請工事の概要

工事名及び工事番号	発注機関名	公 告 日	入札予定日
工事（第 号）	●●県●●課	月 日	月 日
工事（第 号）	○○県○○課	月 日	月 日

（注） 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。（当該申請工事を含む。）

2 発注機関名は、具体的に記すこと。

様式一覧表（紙入札・事前審査・総合評価なし・単独）

[illegible]

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

見積内訳書

工事番号	
工事名	

工 種 等	見 積 金 額 (円)
直接工事費計	
※ 工種等の内訳は 工事の内容によって 変更すること。	共通仮設費計
	現場管理費計
一般管理費計	
合 計	

- (注) 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目区分によること。
- 2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。
- 3 本書の作成は代理人に委任することはできないこと。

様式 1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
(E-mail)

平成○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○工事(第×号)の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工実績(様式2)
- 2 配置予定技術者名簿(様式3)
- 3 平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
- 【4 配置予定技術者の重複について(様式4)※必要な場合のみ。】

(注) メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。

様式 2（単体企業用）

〇〇〇〇工事（第×号）
同種工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工事名 (工事番号)	〇〇〇〇〇工事（〇〇第〇〇号）
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇千円
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
工 事 内 容	施工方法 規模 寸法等	

（注） 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率 20%以上のものに限る。

2 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 3（単体企業用）

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名		監理技術者 ○○ ○○
生年月日		年 月 日
法令による免許		一級○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号）
雇用年月（雇用期間）		平成 年 月（○年○ヶ月）
従 事 経 験 の 概 要	工事名	○○○○○○○工事
	発注機関名	○○県○○課
	施工場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○○千円（うち出資比率に応じた額○○○○千円）
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
	従事役職	
工事内容		

- （注） 1 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限る。
- 2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式 4（単体企業用）

配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。
（重複申請が無い場合は、提出不要）

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者
商号及び代表者氏名 印

配置予定技術者の重複について

今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。

記

1 技術者の氏名

2 重複申請工事の概要

工事名及び工事番号	発注機関名	公 告 日	入札予定日
工事（第 号）	●●県●●課	月 日	月 日
工事（第 号）	○○県○○課	月 日	月 日

（注） 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。（当該申請工事を含む。）

2 発注機関名は、具体的に記すこと。

建設工事一般競争入札の公告例新旧対照表

新			旧		
一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・単独）			一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・単独）		
公告（個別事項）			公告（個別事項）		
第1 入札に付する事項			第1 入札に付する事項		
1～9 省略			1～9 省略		
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格		低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。	10. 低入札価格調査 ・最低制限価格		低入札価格調査制度適用
第2 入札参加資格			第2 入札参加資格		
1.平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	省略	1.平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	省略
	等級	省略		等級	省略
	総合点数	省略		総合点数	省略
2 省略			2 省略		
3.営業所の拠点	【注意】 省略 A 省略 B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇		3.営業所の拠点	【注意】 省略 A 省略 B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇	

土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置	土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置
--	--

	く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 省略			く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 省略	
4. 施工実績	【注意】省略 次の要件を<u>一契約ですべて満たす</u>工事の施工実績を有する者。 1～6 省略		4. 施工実績	【注意】省略 次の要件を<u>すべて満たす一契約の</u>工事の施工実績を有する者。 1～6 省略	
5. 配置予定技術者	省略		5. 配置予定技術者	省略	
	資格等	1・2 省略 3 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、<u>経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月 1 日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ 3は削除する。</u>		資格等	1・2 省略 3 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、<u>建設業法上工事における技術者の専任性は必要でないことから、3は削除する。</u>
		従事実績			省略

第3 省略		
第4 総合評価の評価基準等		
(1) 省略		
(2) 企業の評価		
評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成9年度以降)	省略	省略
同種・類似工事の成績評定 (平成19年度以降) ※ 高知県発注工事に限る。	省略	省略
直近の成績評定の最低点(前 年度実績) ※ 高知県発注工事に限る。	省略	省略
優良工事表彰の有無 (平成17年度以降、業種： ○○○○工事)	省略	省略
ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無	省略	省略
舗装工施工体制	省略	省略
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無	省略	省略
地域ボランティアの有無 (前年度実績) 【注意】省略	省略	省略
重機保有の有無	省略	省略

第3 省略		
第4 総合評価の評価基準等		
(1) 省略		
(2) 企業の評価		
評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)...		
同種・類似工事の実績の有無 (平成9年度以降)	省略	省略
同種・類似工事の成績評定 (平成18年度以降)	省略	省略
直近の成績評定の最低点(前 年度実績)	省略	省略
技術力評価(選択項目)...		
優良工事表彰の有無 (平成16年度以降、業種： ○○○○工事)	省略	省略
ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無	省略	省略
舗装工施工体制	省略	省略
地域性・社会性評価(選択項目)...		
地域内拠点の有無	省略	省略
地域ボランティアの有無 (前年度実績) 【注意】省略	省略	省略
重機保有の有無	省略	省略

消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度) ※ ○○市町村(広域)消防団への加入又は工事現場所在地市町村若しくは当該市町村が属する広域消防団の認定に限る。	加入又は認定 有	10 点
	加入又は認定 無	0 点
合計	○点(合計点を <u>6</u> 点に換算。) 【注意】企業評価型は、「(合計点を5点に換算。)」とする。	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成9年度以降)	省略	省略
同種・類似工事の成績評定 (平成19年度以降) ※ 高知県発注工事に限る。	省略	省略
優良工事表彰の有無 (平成17年度以降、業種：○○○○工事)	省略	省略
継続学習制度(CPD)への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間)	省略	省略

消防団への加入状況 (前年度) ※ ○○市町村(広域)消防団に限る。	加入 有	10 点
	加入 無	0 点
合計	○点(合計点を <u>5</u> 点に換算。)	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)...		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成9年度以降)	省略	省略
同種・類似工事の成績評定 (平成18年度以降)	省略	省略
技術力評価(選択項目)...		
優良工事表彰の有無 (平成16年度以降、業種：○○○○工事)	省略	省略
継続学習制度(CPD)への取組 (取得単位数、有効期間：過	省略	省略

省略		
配置予定技術者の資格	〇〇に関する1級国家資格を有する 【注意】〇〇は業種を記載。例:土木一式、 ほ装など	10点
	上記以外の資格を有する	0点
合計	〇点(合計点を6点に換算。) 【注意】企業評価型は、「(合計点を5点に換 算。)」とする。	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	<u>10</u> 点	省略
	可	<u>4</u> 点	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	<u>10</u> 点	
	可	<u>4</u> 点	
	不可	0点	
合計	20点 【注意】企業評価型は配点の良を <u>5</u> 点、可 <u>2</u> 点、合計は <u>10</u> 点と表記する。		

(5) 施工計画の評価 【注意】企業評価型では求めないので削除する。

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する 所見 (具体的な項目)	省略	省略	省略

去5年間) 省略		
配置予定技術者の資格	〇〇に関する1級国家資格を有する 【注意】〇〇は業種を記載。例:土木一式、 ほ装など	10点
	上記以外の資格を有する	0点
合計	〇点(合計点を5点に換算。)	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5点	省略
	可	2点	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	5点	
	可	2点	
	不可	0点	
合計	〇点 【注意】 <u>施工計画型</u> は配点の良を10点、可4点、合計は20点と表記する。		

(5) 施工計画の評価 【注意】企業評価型では求めないので削除する。

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する 所見 (具体的な項目)	省略	省略	省略

材料等の品質管理に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	
施工上の課題に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	
施工上配慮すべき事項に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	
合計	〇点（合計点を8点に換算。）		

【注意】 省略

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	省略
入札時に電子ファイルで添付する書類	省略
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1～3 省略 4 平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5～7 省略

第6 省略

第7 その他事項

1～3 省略

【注意】 省略

材料等の品質管理に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	
施工上の課題に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	
施工上配慮すべき事項に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	
合計	〇点 (合計〇点満点を 8 点に換算。)		

【注意】 省略

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	省略
入札時に電子ファイルで添付する書類	省略
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1～3 省略 4 平成 23 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5～7 省略

第6 省略

第7 その他事項

1～3 省略

【注意】 省略

4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 5 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。 【注意】年度内支払いを行わない場合は下記を追記する。 6 平成24年度の支払い（前金払い等）については行わない。 公告（共通事項） 第1 省略 第2 入札参加の方法等 1 省略 2 （1）・（2） 省略 （3） 施工計画が求められる総合評価方式の入札における<u>施工計画（施工上の課題に関する所見等）</u>（様式9）については、文字フォントは10.5程度とし、A4版1枚以内にまとめて作成すること。 3 提出方法 （1） 申請書等 電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。）<u>なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。</u> （※）閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日（高知県の休日定める条例[平成元年高知県条例第2号]）	4 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。 【注意】年度内支払いを行わない場合は下記を追記する。 5 平成23年度の支払い（前金払い等）については行わない。 公告（共通事項） 第1 省略 第2 入札参加の方法等 1 省略 2 （1）・（2） 省略 （3） 施工計画が求められる総合評価方式の入札における<u>施工上の課題に関する所見</u>（様式9）については、文字フォントは10.5程度とし、A4版1枚以内にまとめて作成すること。 3 提出方法 （1） 申請書等 電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。） （※）閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日（高知県の休日定める条例[平成元年高知県条例第2号]）
--	--

(2) 省略 (3) 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、<u>申請書等提出期間の最終日の午後5時まで</u>に提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。 ア・イ 省略 (4) 省略 第3 省略 第4～第8 省略 第9 落札決定の方法 1・2 省略 3 (1) 省略 (2)ア 省略 イ 配置予定技術者名簿(様式3) (ア)～(ウ) 省略 (エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証<u>及び</u>指定講習に係る講習修了証<u>並びに</u>施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 ウ・エ 省略	(2) 省略 (3) 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、<u>個別事項第3で定める申請書等の提出期間内に提出場所</u>に提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。 ア・イ 省略 (4) 省略 第3 省略 第4～第8 省略 第9 落札決定の方法 1・2 省略 3 (1) 省略 (2)ア 省略 イ 配置予定技術者名簿(様式3) (ア)～(ウ) 省略 (エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、<u>資格者証に加えて</u>指定講習に係る講習修了証)、<u>施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</u> ウ・エ 省略
--	---

表1 企業の評価	
評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
同種・類似工事の実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式7－1） <u>並びに</u> 同種工事ごとのCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ <u>平成19年度以降</u> に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を4件提出すること。ただし、平成16年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成18年9月30日以前）に契約した工事については、評定点数を5点減点する。成績評定の審査対象とする実績が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	省略
直近の成績評定の最低点 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された <u>高知県発注工事</u> の全業種の成績評定を対象とする。	
優良工事表彰の有無 ※ 平成 <u>17</u> 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 <u>17</u> 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容

表1 企業の評価	
評価項目	審査に必要な資料
技術力評価（ <u>必須項目</u> ）	
同種・類似工事の実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式7－1） <u>及び</u> 同種工事ごとのCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ 完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を4件提出すること。ただし、平成16年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成18年9月30日以前）に契約した工事については、評定点数を5点減点する。成績評定の審査対象とする実績が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	省略
直近の成績評定の最低点 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された全業種の成績評定を対象とする。	
技術力評価（ <u>選択項目</u> ）	
優良工事表彰の有無 ※ 平成 <u>16</u> 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 <u>16</u> 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書

		確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
	ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無	省略
	舗装工施工体制	省略
地域性・社会性評価		
	地域内拠点の有無	☐ 建設業許可申請書別表又は別紙二(1)若しくは(2)の写し。(高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者は平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しで確認できるため、追加書類は不要。) ☐ 新設した建設業法第3条第1項に規定する営業所を審査対象とする場合、審査を申請する時点において現に設置していることが確認できる資料。
	地域ボランティアの有無 ※ 前年度におけるロードボランティア又はビーチボランティアの活動実績を地域点数に換算(ロードボランティアは1回2点、ビーチボランティアは1回4点)し評価する。	省略
	重機保有の有無	省略
	消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	☐ 消防団員加入状況調書(様式7-6)及び証明書(様式7-7)又は消防団協力事業所表示制度の認定を受けている

		及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
	ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無	省略
	舗装工施工体制	省略
地域性・社会性評価(選択項目)		
	地域内拠点の有無	☐ 建設業許可申請書別表又は別紙二(1)若しくは(2)の写し。(高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者は平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しで確認できるため、追加書類は不要。) ☐ 新設した建設業法第3条第1項に規定する営業所を審査対象とする場合、審査を申請する時点において現に設置していることが確認できる資料。
	地域ボランティアの有無 ※ 前年度におけるロードボランティア又はビーチボランティアの活動実績を地域点数に換算(ロードボランティアは1回2点、ビーチボランティアは1回4点)し評価する。	省略
	重機保有の有無	省略
	消防団への加入状況	☐ 消防団員加入状況調書(様式7-6) ☐ 証明書(様式7-7)

		ことが確認できる資料
--	--	------------

表2 配置予定技術者の評価	
評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
同種・類似工事への従事実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式8）並びに同種工事ごとの CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料)
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成 19 年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を4件提出すること。ただし、平成 16 年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年9月30日以前）に契約した工事については、評定点数を5点減点する。成績評定の審査対象とする実績が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	省略

表2 配置予定技術者の評価	
評価項目	審査に必要な資料
技術力評価（必須項目）	
同種・類似工事への従事実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式8）及び同種工事ごとの CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料)
同種・類似工事の成績評定 ※ 完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を4件提出すること。ただし、平成 16 年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年9月30日以前）に契約した工事については、評定点数を5点減点する。成績評定の審査対象とする実績が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	省略
技術力評価（選択項目）	
優良工事表彰の有無 ※ 平成 16 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 16 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び

	優良工事表彰の有無 ※ 平成 17 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 17 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
	継続学習制度（CPD）への取組 ※（社）日本建築士会連合会については、平成 22 年度より推奨単位が変更になっているため、単位の換算に注意すること。	○ 平成 24 年 4 月 1 日以降に各団体 CPD 協議会が発行した学習履歴証明書の写し
	配置予定技術者の資格	省略

4～7 省略

第 10 低入札価格調査

1・2 省略

3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

(1) 直接工事費 設計金額の 85%

(2) 共通仮設費 設計金額の 80%

(3) 現場管理費 設計金額の 80%

(4) 一般管理費 設計金額の 30%

低入札者から提出された見積内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。

4 失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、失格基準に該当しない低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。

	工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
継続学習制度（CPD）への取組 ※（社）日本建築士会連合会については、平成 22 年度より推奨単位が変更になっているため、単位の換算に注意すること。	○ 平成 23 年 4 月 1 日以降に各団体 CPD 協議会が発行した学習履歴証明書の写し
配置予定技術者の資格	省略

4～7 省略

第 10 低入札価格調査

1・2 省略

3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の 85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の 80%
- (3) 現場管理費 設計金額の 80%
- (4) 一般管理費 設計金額の 30%

低入札者から提出された見積内訳書の合計額が記載された数字の合計と一致しないものの、各費目の小計が記載されている場合に当該計算に誤りがあるもの等見積内訳書に記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。

4 失格調査で失格となった者を除く低入札者（ただし、調査基準価格以上で入札を行い評価値が最も高くなる者が確定している場合は除く。）は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。

<u>5 失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。</u> <u>また、失格基準に該当しない当該低入札者の施工体制評価について、第11の4の表2施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかとなきにおいても、その時点で調査を中止し、当該低入札者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。</u> <u>なお、調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。</u> 6 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価（第11参照）及びヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。 7 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。 8 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。 9 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読・了知のこと。 第11～第14 省略 第15 その他の留意事項 1・2 省略 <u>3 この入札において一度提出された入札書及び見積内訳書は差し替え、訂正等をすることはできない。</u> <u>4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。</u> <u>5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。</u>	5 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価（第11参照）及びヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。 6 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。 7 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。 8 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読・了知のこと。 第11～第14 省略 第15 その他の留意事項 1・2 省略 3 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。 4 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。 5 施工計画を求める総合評価方式における入札においては、提出した技術提案に基づく入札を行うこと。技術提案に基づく施工に関しては、変更契約の対象としない。
--	--

6 施工計画を求める総合評価方式における入札においては、提出した技術提案に基づく入札を行うこと。技術提案に基づく施工に関しては、変更契約の対象としない。 7 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格及び総合評価における評価点の確認以外の目的では使用しない。 8 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の3の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。 9 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 10 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。 （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。 （3）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。 （4）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。 （5）その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。 11 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。 12 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。 ＜アドレス＞ 建設管理課ページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/ 13 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。 落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用し	6 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格及び総合評価における評価点の確認以外の目的では使用しない。 7 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の3の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。 8 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。 （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。 （3）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。 （4）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。 （5）その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。 10 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。 11 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。 ＜アドレス＞ 建設管理課ページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/ 12 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。 落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。 13 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
--	---

ない。 14 入札の手續において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。 15 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。 公告（様式） 様式 1（単体企業用） 一般競争入札参加資格確認申請書 1～2 省略 3 平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 様式 3（単体企業用） 配置予定技術者名簿 省略 （注） 1 省略 2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3 ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに<u>施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</u> 様式 5 企業の評価項目一覧表 会社名：	14 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。 公告（様式） 様式 1（単体企業用） 一般競争入札参加資格確認申請書 1～2 省略 3 平成 23 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 様式 3（単体企業用） 配置予定技術者名簿 省略 （注） 1 省略 2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3 ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証）、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 様式 5 企業の評価項目一覧表
--	--

評価項目	審査の有無		評価の自己申告	
			件数等	評価点
同種類似工事の実績の有無～重機保有の有無 省略				点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	有	無	〇〇市消防団加入 〇〇市消防団協力事業所表示制度の認定	点
計				点

(注) 1・2 省略

3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。

4 事後審査方式による場合にあっては、落札候補者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。

5 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。

6 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式6

配置予定技術者の評価項目一覧表

省略

(注) 1～3 省略

4 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。

会社名：				
評価項目	審査の有無		評価の自己申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無～重機保有の有無			省略	点
消防団への加入状況	有	無		点
計				点

(注) 1・2 省略

3 事後審査方式による場合にあっては、落札候補者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。

4 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。

5 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式6

配置予定技術者の評価項目一覧表

省略

(注) 1～3 省略

- 5 事後審査方式による場合にあっては、落札候補者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。
- 6 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。
- 7 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・JV）

公告（個別事項）

第1 入札に付する事項

1～9 省略

10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。
------------------------	-------------------------------

第2 入札参加資格

1 省略

2. 代表 構成員 の要件	企業 要件	資格 等	【県内業者の場合】
			ア 高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成24年

- 4 事後審査方式による場合にあっては、落札候補者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあっては、入札参加者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。
- 5 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。
- 6 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・JV）

公告（個別事項）

第1 入札に付する事項

1～9 省略

10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度適用
------------------------	-------------

第2 入札参加資格

1 省略

2. 代表 構成員 の要件	企業 要件	資格 等	【県内業者の場合】
			ア 高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成23年

			度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付がA等級であること。 【県外業者の場合】 ア（高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者で）建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）において、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の〇〇工事（建設業法上の工種）のうち鋼橋上部の）総合評定値（総合評点）が〇〇点以上のものであること。なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。 【県内・県外共通】 イ 省略			度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付がA等級であること。 【県外業者の場合】 ア（高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者で）建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）において、平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の〇〇工事（建設業法上の工種）のうち鋼橋上部の）総合評定値（総合評点）が〇〇点以上のものであること。なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。 【県内・県外共通】 イ 省略
		施工実績	アからオまでの要件を<u>一契約ですべて満たす</u>工事の施工実績を有すること。 ア～オ 省略			施工実績 アからオまでの要件を<u>すべて満たす一契約の</u>工事の施工実績を有すること。 ア～オ 省略
	配置技術者要件	資格等	ア～ウ 省略		配置技術者要件	資格等 ア～ウ 省略
		施工実績	省略			施工実績 省略

3.その他の構成員の要件	企業要件	資格等	次のア又はイのどちらかの要件を満たす者であること。 ア 高知県内に主たる営業所を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成 <u>24</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成 <u>24</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付がA等級であること。 イ 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇〇土木事務所の所管区域に主たる営業所を置く者（平成 <u>24</u> 年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含む。）で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成 <u>24</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成 <u>24</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付が〇等級であること。
	配置技術者要件	資格等	省略
【注意】省略			
第3 省略			
第4 総合評価の評価基準等			
(1) 省略			
(2) 企業の評価			

3.その他の構成員の要件	企業要件	資格等	次のア又はイのどちらかの要件を満たす者であること。 ア 高知県内に主たる営業所を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成 <u>23</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成 <u>23</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付がA等級であること。 イ 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇〇土木事務所の所管区域に主たる営業所を置く者（平成 <u>23</u> 年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含む。）で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成 <u>23</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成 <u>23</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付が〇等級であること。
	配置技術者要件	資格等	省略
【注意】省略			
第3 省略			
第4 総合評価の評価基準等			
(1) 省略			
(2) 企業の評価			

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成 9 年度以降)	省略	省略
同種・類似工事の成績評定 (平成 19 年度以降) ※ 高知県発注工事に限る。	省略	省略
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※ 高知県発注工事に限る。	省略	省略
優良工事表彰の有無 (平成 17 年度以降、業種： ○○○○工事)	省略	省略
ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無	省略	省略
舗装工施工体制	省略	省略
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無	省略	省略
地域ボランティアの有無 (前年度実績) 【注意】省略	省略	省略
重機保有の有無	省略	省略
消防団への加入又は消防団 協力事業所表示制度の認定 の状況 (前年度)	加入又は認定 有	10 点
	加入又は認定 無	0 点

評価項目	評価基準	配点
技術力評価 (必須項目)		
同種・類似工事の実績の有無 (平成 9 年度以降)	省略	省略
同種・類似工事の成績評定 (平成 18 年度以降)	省略	省略
直近の成績評定の最低点 (前年度実績)	省略	省略
技術力評価 (選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成 16 年度以降、業種： ○○○○工事)	省略	省略
ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無	省略	省略
舗装工施工体制	省略	省略
地域性・社会性評価 (選択項目)		
地域内拠点の有無	省略	省略
地域ボランティアの有無 (前年度実績) 【注意】省略	省略	省略
重機保有の有無	省略	省略
消防団への加入状況 (前年度) ※ ○○市町村 (広域) 消防 団に限る。	加入 有	10 点
	加入 無	0 点

※ ○○市町村（広域）消防団への加入又は工事現場所在地市町村若しくは当該市町村が属する広域消防団の認定に限る。	
合計	○点（合計点を <u>6</u> 点に換算。） 【注意】企業評価型は、「（合計点を5点に換算。）」とする。

（3） 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 （平成9年度以降）	省略	省略
同種・類似工事の成績評定 （平成19年度以降） ※ 高知県発注工事に限る。	省略	省略
優良工事表彰の有無 （平成17年度以降、業種：○○○○工事）	省略	省略
継続学習制度（CPD）への取組 （取得単位数、有効期間：過去5年間） 省略	省略	省略
配置予定技術者の資格	○○に関する1級国家資格を有する 【注意】○○は業種を記載。例：土木一式、ほ装など	10点

合計	○点（合計点を <u>5</u> 点に換算。）
----	-------------------------

（3） 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価（必須項目）		
同種・類似工事の従事実績の有無 （平成9年度以降）	省略	省略
同種・類似工事の成績評定 （平成18年度以降）	省略	省略
技術力評価（選択項目）		
優良工事表彰の有無 （平成16年度以降、業種：○○○○工事）	省略	省略
継続学習制度（CPD）への取組 （取得単位数、有効期間：過去5年間） 省略	省略	省略
配置予定技術者の資格	○○に関する1級国家資格を有する 【注意】○○は業種を記載。例：土木一式、ほ装など	10点

	上記以外の資格を有する	0点
合計	○点(合計点を <u>6点</u> に換算。) 【注意】企業評価型は、「(合計点を5点に換算。)」とする。	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	<u>10</u> 点	省略
	可	<u>4</u> 点	
	不可	0点	

施工体制確保の確実性	良	<u>10</u> 点	
	可	<u>4</u> 点	
	不可	0点	
合計	<u>20</u> 点 【注意】企業評価型は配点の良を <u>5</u> 点、可 <u>2</u> 点、合計は <u>10</u> 点と表記する。		

(5) 施工計画の評価 **【注意】企業評価型では求めないので削除する。**

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	省略
材料等の品質管理に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	

	上記以外の資格を有する	0点
合計	○点(合計点を <u>5点</u> に換算。)	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	<u>5</u> 点	省略
	可	<u>2</u> 点	
	不可	0点	

施工体制確保の確実性	良	<u>5</u> 点	
	可	<u>2</u> 点	
	不可	0点	
合計	○点 【注意】施工計画型は配点の良を <u>10</u> 点、可 <u>4</u> 点、合計は <u>20</u> 点と表記する。		

(5) 施工計画の評価 **【注意】企業評価型では求めないので削除する。**

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	省略
材料等の品質管理に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	

施工上の課題に関する 所見 (具体的な項目)	省略	省略	
施工上配慮すべき 事項に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	
合計	〇点 (合計点を 8 点に換算。)		

【注意】 省略

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで 添付する書類)	省略
入札時に電子ファイルで 添付する書類	省略
追加書類 (落札候補者が提出する 書類) ※ 持参又は郵送	1～7 省略 8 平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通 知書の写し 9～11 省略

第6 省略

第7 その他事項

1～3 省略

【注意】 省略

4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成 23 年 12 月 15 日付け 23 高建管第 799 号副知事通知）第 2 の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが 1 枚ずつ作成した同要領別記様式による

施工上の課題に関する 所見 (具体的な項目)	省略	省略	
施工上配慮すべき 事項に関する所見 (具体的な項目)	省略	省略	
合計	〇点 (合計〇点満点を 8 点に換算。)		

【注意】 省略

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで 添付する書類)	省略
入札時に電子ファイルで 添付する書類	省略
追加書類 (落札候補者が提出する 書類) ※ 持参又は郵送	1～7 省略 8 平成 23 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通 知書の写し 9～11 省略

第6 省略

第7 その他事項

1～3 省略

【注意】 省略

<u>誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。</u> 5 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。 【注意】年度内支払いを行わない場合は下記を追記する。 6 平成24年度の支払い（前金払い等）については行わない。 公告（共通事項） 第1 省略 第2 入札参加の方法等 1 省略 2 （1）・（2） 省略 （3） 施工計画が求められる総合評価方式の入札における<u>施工計画（施工上の課題に関する所見等）</u>（様式9）については、文字フォントは10.5程度とし、A4版1枚以内にまとめて作成すること。 3 提出方法 （1） 申請書等 電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。）<u>なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。</u> （※）閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日（高知県の休日を定める条例[平成元年高知県条例第2号]） （2） 省略 （3） 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申	4 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。 【注意】年度内支払いを行わない場合は下記を追記する。 5 平成23年度の支払い（前金払い等）については行わない。 公告（共通事項） 第1 省略 第2 入札参加の方法等 1 省略 2 （1）・（2） 省略 （3） 施工計画が求められる総合評価方式の入札における<u>施工上の課題に関する所見</u>（様式9）については、文字フォントは10.5程度とし、A4版1枚以内にまとめて作成すること。 3 提出方法 （1） 申請書等 電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。） （※）閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日（高知県の休日を定める条例[平成元年高知県条例第2号]） （2） 省略 （3） 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機
--	---

請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、<u>申請書等提出期間の最終日の午後5時まで</u>に提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。 ア・イ 省略 (4) 省略 第3 省略 第4～第8 省略 第9 落札決定の方法 1・2 省略 3 (1) 省略 (2)ア 省略 イ 配置予定技術者名簿(様式3) (ア)～(ウ) 省略 (エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証<u>及び指定講習に係る講習修了証並びに</u>施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 ウ～キ 省略 表1 企業の評価 <table border="1"> <tr> <th>評価項目</th><th>審査に必要な資料</th></tr> </table>	評価項目	審査に必要な資料	関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、<u>個別事項第3で定める申請書等の提出期間内に提出場所</u>に提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。 ア・イ 省略 (4) 省略 第3 省略 第4～第8 省略 第9 落札決定の方法 1・2 省略 3 (1) 省略 (2)ア 省略 イ 配置予定技術者名簿(様式3) (ア)～(ウ) 省略 (エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証)、施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 ウ～キ 省略 表1 企業の評価 <table border="1"> <tr> <th>評価項目</th><th>審査に必要な資料</th></tr> </table>	評価項目	審査に必要な資料
評価項目	審査に必要な資料				
評価項目	審査に必要な資料				

技術力評価		技術力評価（必須項目）	
同種・類似工事の実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式 11—1）並びに同種工事ごとの CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）	同種・類似工事の実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式 11—1）及び同種工事ごとの CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成 19 年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を 4 件提出すること。ただし、平成 16 年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年 9 月 30 日以前）に契約した工事については、評定点数を 5 点減点する。成績評定の審査対象とする実績が 4 件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	省略	同種・類似工事の成績評定 ※ 完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を 4 件提出すること。ただし、平成 16 年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成 18 年 9 月 30 日以前）に契約した工事については、評定点数を 5 点減点する。成績評定の審査対象とする実績が 4 件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	省略
直近の成績評定の最低点 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された高知県発注工事の全業種の成績評定を対象とする。		直近の成績評定の最低点 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された全業種の成績評定を対象とする。	
優良工事表彰の有無 ※ 平成 17 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 17 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が	優良工事表彰の有無 ※ 平成 16 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 16 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が

		申請案件と同一であることを確認できる資料。
ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無		省略
舗装工施工体制		省略
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無		○ 建設業許可申請書別表又は別紙二(1)若しくは(2)の写し。(高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者は平成<u>24</u>年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しで確認できるため、追加書類は不要。) ○ 新設した建設業法第3条第1項に規定する営業所を審査対象とする場合、審査を申請する時点において現に設置していることが確認できる資料。
地域ボランティアの有無 ※ 前年度におけるロードボランティア又はビーチボランティアの活動実績を地域点数に換算(ロードボランティアは1回2点、ビーチボランティアは1回4点)し評価する。		省略
重機保有の有無		省略
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況		○ 消防団員加入状況調書(様式11-6)及び証明書(様式11-7)又は消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることが確認できる資料

		申請案件と同一であることを確認できる資料。
ISO マネジメントシステム 審査登録等の有無		省略
舗装工施工体制		省略
地域性・社会性評価(選択項目)		
地域内拠点の有無		○ 建設業許可申請書別表又は別紙二(1)若しくは(2)の写し。(高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者は平成<u>23</u>年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しで確認できるため、追加書類は不要。) ○ 新設した建設業法第3条第1項に規定する営業所を審査対象とする場合、審査を申請する時点において現に設置していることが確認できる資料。
地域ボランティアの有無 ※ 前年度におけるロードボランティア又はビーチボランティアの活動実績を地域点数に換算(ロードボランティアは1回2点、ビーチボランティアは1回4点)し評価する。		省略
重機保有の有無		省略
消防団への加入状況		○ 消防団員加入状況調書(様式11-6) ○ 証明書(様式11-7)

表2 配置予定技術者の評価	
評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
同種・類似工事への従事実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式12）並びに同種工事ごとのCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成19年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を4件提出すること。ただし、平成16年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成18年9月30日以前）に契約した工事については、評定点数を5点減点する。成績評定の審査対象とする実績が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	省略

表2 配置予定技術者の評価	
評価項目	審査に必要な資料
技術力評価（必須項目）	
同種・類似工事への従事実績の有無	○ 同種工事の実績件数一覧表（様式12）及び同種工事ごとのCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し（工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料）
同種・類似工事の成績評定 ※ 完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を4件提出すること。ただし、平成16年度以前（建築一式工事などの営繕工事の場合は平成18年9月30日以前）に契約した工事については、評定点数を5点減点する。成績評定の審査対象とする実績が4件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	省略
技術力評価（選択項目）	
優良工事表彰の有無 ※ 平成16年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成16年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案

優良工事表彰の有無 ※ 平成 17 年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成 17 年度以降に国、地方公共団体等に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
継続学習制度（CPD）への取組 ※（社）日本建築士会連合会については、平成 22 年度より推奨単位が変更になっているため、単位の換算に注意すること。	○ 平成 24 年 4 月 1 日以降に各団体 CPD 協議会が発行した学習履歴証明書の写し
配置予定技術者の資格	省略

4～7 省略

第 10 低入札価格調査

1・2 省略

3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の 85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の 80%
- (3) 現場管理費 設計金額の 80%
- (4) 一般管理費 設計金額の 30%

低入札者から提出された見積内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。

4 失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、失格基準に該当しない低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。

	件と同一であることを確認できる資料。
継続学習制度（CPD）への取組 ※（社）日本建築士会連合会については、平成 22 年度より推奨単位が変更になっているため、単位の換算に注意すること。	○ 平成 23 年 4 月 1 日以降に各団体 CPD 協議会が発行した学習履歴証明書の写し
配置予定技術者の資格	省略

4～7 省略

第 10 低入札価格調査

1・2 省略

3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の 85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の 80%
- (3) 現場管理費 設計金額の 80%
- (4) 一般管理費 設計金額の 30%

低入札者から提出された見積内訳書の合計額が記載された数字の合計と一致しないもの、各費目の小計が記載されている場合に当該計算に誤りがあるもの等見積内訳書に記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。

4 失格調査で失格となった者を除く低入札者（ただし、調査基準価格以上で入札を行い評価値が最も高くなる者が確定している場合は除く。）は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。

<u>5 失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。</u> <u>また、失格基準に該当しない低入札者の施工体制評価について、第11の4の表2施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなどきにおいても、その時点で調査を中止し、当該低入札者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。</u> <u>なお、調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。</u> 6 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価（第11参照）及びヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。 7 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。 8 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。 9 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読・了知のこと。 第11～第14 省略 第15 その他の留意事項 1・2 省略 <u>3 この入札において一度提出された入札書及び見積内訳書は差し替え、訂正等をすることはできない。</u> <u>4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。</u> <u>5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。</u>	5 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価（第11参照）及びヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。 6 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。 7 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。 8 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読・了知のこと。 第11～第14 省略 第15 その他の留意事項 1・2 省略 3 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。 4 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
--	--

<u>6</u> 施工計画を求める総合評価方式における入札においては、提出した技術提案に基づく入札を行うこと。技術提案に基づく施工に関しては、変更契約の対象としない。 <u>7</u> 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格及び総合評価における評価点の確認以外の目的では使用しない。 <u>8</u> 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の3の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。 <u>9</u> 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 <u>10</u> 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に<u>共同企業体の構成員のいずれかの者が</u>次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。 （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。 （3）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。 （4）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。 （5）その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。 <u>11</u> 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。 <u>12</u> 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。 ＜アドレス＞ 建設管理課ページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/ <u>13</u> 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。	<u>5</u> 施工計画を求める総合評価方式における入札においては、提出した技術提案に基づく入札を行うこと。技術提案に基づく施工に関しては、変更契約の対象としない。 <u>6</u> 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格及び総合評価における評価点の確認以外の目的では使用しない。 <u>7</u> 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の3の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。 <u>8</u> 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 <u>9</u> 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。 （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。 （3）建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。 （4）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。 （5）その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。 <u>10</u> 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。 <u>11</u> 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。 ＜アドレス＞ 建設管理課ページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/ <u>12</u> 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。
--	---

落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。 14 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。 15 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。 公告（様式） 様式 1（共同企業体用） 一般競争入札参加資格確認申請書 1～2 省略 3 平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 様式 3（共同企業体用・代表構成員） 配置予定技術者名簿 省略 （注） 1 省略 2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3 ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに<u>施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</u> 様式 4（共同企業体用・その他構成員） 配置予定技術者名簿	落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。 13 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。 14 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。 公告（様式） 様式 1（共同企業体用） 一般競争入札参加資格確認申請書 1～2 省略 3 平成 23 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 様式 3（共同企業体用・代表構成員） 配置予定技術者名簿 省略 （注） 1 省略 2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3 ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証）、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 様式 4（共同企業体用・その他構成員） 配置予定技術者名簿
---	---

省略

(注) 記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証の写しを必ず添付すること。

様式9

企業の評価項目一覧表

会社名：

評価項目	審査の有無		評価の自己申告	
			件数等	評価点
同種類似工事の実績の有無～重機保有の有無 省略				点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	有	無	☐ 市消防団加入 ☐ 市消防団協力事業所表示制度の認定	点
計				点

(注) 1・2 省略

3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。

4 事後審査方式による場合にあつては、落札候補者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。

5 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点

省略

(注) 記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証)の写しを必ず添付すること

様式9

企業の評価項目一覧表

会社名：

評価項目	審査の有無		評価の自己申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無～重機保有の有無 省略				点
消防団への加入状況	有	無		点
計				点

(注) 1・2 省略

3 事後審査方式による場合にあつては、落札候補者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。

4 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点

0点と審査する。 <u>6</u> 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 様式 10 配置予定技術者の評価項目一覧表 省略 （注）1～3 省略 <u>4</u> 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。 <u>5</u> 事後審査方式による場合にあつては、落札候補者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。 <u>6</u> 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。 <u>7</u> 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価なし・単独） 公告（個別事項） 第1 入札に付する事項	0点と審査する。 <u>5</u> 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 様式 10 配置予定技術者の評価項目一覧表 省略 （注）1～3 省略 <u>4</u> 事後審査方式による場合にあつては、落札候補者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。 <u>5</u> 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。 <u>6</u> 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価なし・単独） 公告（個別事項） 第1 入札に付する事項
---	---

1～9 省略			1～9 省略		
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格		最低制限価格を設定。事後公表。 【注意】請負対象金額(税込)が1億円以上の場合は「低入札価格調査制度適用を適用し、調査基準価格を設定。」とする。	10. 低入札価格調査 ・最低制限価格		最低制限価格を設定。事後公表。 【注意】請負対象金額(税込)が1億円以上の場合は「低入札価格調査制度適用。」と表記替する。
第2 入札参加資格			第2 入札参加資格		
1.平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	省略	1.平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	省略
	等級	省略		等級	省略
	総合点数	省略		総合点数	省略
2 省略			2 省略		
3.営業所の拠点	【注意】 省略 A 省略 B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区		3.営業所の拠点	【注意】 省略 A 省略 B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区	

域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成24年度建設工	域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成23年度建設工
--	--

	事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 省略	
4. 施工実績	【注意】省略 次の要件を <u>一契約ですべて満たす</u> 工事の施工実績を有する者。 1～6 省略	
5. 配置予定技術者	省略	
	資格等	1・2 省略 3 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、 <u>経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月 1 日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ 3 は削除する。</u>
	従事実績	省略
第 3 省略		
第 4 提出書類一覧		
区分		様式・資料

	事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成 23 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 省略	
4. 施工実績	【注意】省略 次の要件を <u>すべて満たす一契約の</u> 工事の施工実績を有する者。 1～6 省略	
5. 配置予定技術者	省略	
	資格等	1・2 省略 3 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、 <u>建設業法上工事における技術者の専任性は必要でないことから、3 は削除する。</u>
	従事実績	省略
第 3 省略		
第 4 提出書類一覧		
区分		様式・資料

申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	省略	申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	省略
入札時に電子ファイルで添付する書類	省略	入札時に電子ファイルで添付する書類	省略
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1～3 省略 4 平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し	追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1～3 省略 4 平成 23 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
第5 省略 第6 その他事項 1～3 省略 【注意】 省略 4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成 23 年 12 月 15 日付け 23 高建管第 799 号副知事通知）第 2 の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第 3 の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 5 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和 39 年高知県条例第 2 号）第 2 条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。 【注意】年度内支払いを行わない場合は下記を追記する。 6 平成 24 年度の支払い（前金払い等）については行わない。 公告（共通事項）		第5 省略 第6 その他事項 1～3 省略 【注意】 省略 4 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和 39 年高知県条例第 2 号）第 2 条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。 【注意】年度内支払いを行わない場合は下記を追記する。 5 平成 23 年度の支払い（前金払い等）については行わない。 公告（共通事項）	

第1 省略 第2 入札参加の方法等 1 省略 2 提出方法 (1) 申請書等 電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。(閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。) <u>なお、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)の提出がない落札候補者は失格とする。</u> (※)閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日(高知県の休日定める条例[平成元年高知県条例第2号]) (2) 電子ファイルの作成方法 ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。 ①～⑤ 省略 イ 省略 (3) 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、<u>申請書等提出期間の最終日の午後5時まで</u>に提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。 ア・イ 省略 (4) 省略 第3～第7 省略	第1 省略 第2 入札参加の方法等 1 省略 2 提出方法 (1) 申請書等 電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。(閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。) (※)閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日(高知県の休日定める条例[平成元年高知県条例第2号]) (2) 電子ファイルの作成方法 ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。<u>ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①のWord形式で保存されたものに限る。</u> ①～⑤ 省略 イ 省略 (3) 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、<u>個別事項第3で定める申請書等の提出期間内に提出場所</u>に提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。 ア・イ 省略 (4) 省略 第3～第7 省略
--	--

第8 落札決定の方法 1・2 省略 3 (1) 省略 (2)ア 省略 イ 配置予定技術者名簿(様式3) (ア)～(ウ) 省略 (エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 ウ 省略 4～7 省略 第9 低入札価格調査 1・2 省略 3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次の<u>失格基準</u>のいずれかを下回るときは、失格とする。 (1) 直接工事費 設計金額の 85% (2) 共通仮設費 設計金額の 80% (3) 現場管理費 設計金額の 80% (4) 一般管理費 設計金額の 30% 低入札者から提出された見積内訳書の<u>実際の</u>合計額が記載された数字の合計と一致しない等見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。 4 <u>失格基準に該当しない</u>低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、<u>失格基準に該当しない</u>低入札	第8 落札決定の方法 1・2 省略 3 (1) 省略 (2)ア 省略 イ 配置予定技術者名簿(様式3) (ア)～(ウ) 省略 (エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証)、施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 ウ 省略 4～7 省略 第9 低入札価格調査 1・2 省略 3 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次のいずれかを下回るときは、失格とする。 (1) 直接工事費 設計金額の 85% (2) 共通仮設費 設計金額の 80% (3) 現場管理費 設計金額の 80% (4) 一般管理費 設計金額の 30% 低入札者から提出された見積内訳書の合計額が記載された数字の合計と一致しないものの、各費目の小計が記載されている場合に当該計算に誤りがあるもの等見積内訳書に記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。 4 <u>失格調査で失格となった者を除く</u>低入札者(ただし、調査基準価格以上で入札を行い評価値が最も高くなる者が確定している場合は除く。)は、別途指定する日までに低入札
---	---

者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。 <u>5 失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。</u> 6 低入札調査では、低入札調査資料に基づくヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。 7 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。 8 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。 9 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 高建管第 1180 号土木部長通知）を熟読・了知のこと。 第 10～第 12 省略 第 13 その他の留意事項 1・2 省略 <u>3 この入札において一度提出された入札書及び見積内訳書は差し替え、訂正等をすることはできない。</u> 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。 6 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。 7 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第 2 の 2 の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。 8 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効	調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。 5 低入札調査では、低入札調査資料に基づくヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。 6 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。 7 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。 8 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 高建管第 1180 号土木部長通知）を熟読・了知のこと。 第 10～第 12 省略 第 13 その他の留意事項 1・2 省略 3 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。 4 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。 5 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。 6 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第 2 の 2 の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。 7 申請書等及び追加書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効
---	---

とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 （１）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。 （２）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。 （３）建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。 （４）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。 （５）その他の事由により第 1 又は個別事項第 2 に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。 10 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。 11 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。 ＜アドレス＞ 建設管理課ページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/ 12 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。 落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。 13 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。 14 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。 公告（様式）	とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 （１）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。 （２）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。 （３）建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。 （４）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。 （５）その他の事由により第 1 又は個別事項第 2 に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。 9 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。 10 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。 ＜アドレス＞ 建設管理課ページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/ 11 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。 落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。 12 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。 13 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。 公告（様式）
--	---

様式1（単体企業用） 一般競争入札参加資格確認申請書 1～2 省略 3 平成 <u>24</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 様式3（単体企業用） 配置予定技術者名簿 省略 （注）1 省略 2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証<u>及び</u>指定講習に係る講習修了証<u>並びに</u>施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 削除 一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし・単独） 公告（個別事項） 第1 入札に付する事項	様式1（単体企業用） 一般競争入札参加資格確認申請書 1～2 省略 3 平成 <u>23</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 様式3（単体企業用） 配置予定技術者名簿 省略 （注）1 省略 2 記載内容の確認資料として、健康保険証（3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証（平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証）、CORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価あり・単独） 一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし・単独） 公告（個別事項） 第1 入札に付する事項
--	--

1 ～ 9 省略

10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定。事後公表。 【注意】請負対象金額(税込)が1億円以上の場合は「低入札価格調査制度適用を適用し、調査基準価格を設定。」とする。
------------------------	---

第2 入札参加資格

1.平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	省略
	等級	省略
	総合点数	省略

2 省略

3.営業所の拠点	【注意】 省略
	A 省略
	B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3 条第1 項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24 年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3 条第1 項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区

1 ～ 9 省略

10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定。事後公表。 【注意】請負対象金額(税込)が1億円以上の場合は「低入札価格調査制度適用。」と表記替する。
------------------------	--

第2 入札参加資格

1.平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	省略
	等級	省略
	総合点数	省略

2 省略

3. 営業所の拠点	【注意】 省略
	A 省略
	B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3 条第1 項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成23 年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）
	C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15 年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3 条第1 項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成23 年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成23 年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区

域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成24年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成24年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成24年度建設工	域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。 E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。） F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成23年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成23年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成23年度建設工
--	--

	事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 省略	
4. 施工実績	【注意】省略 次の要件を <u>一契約ですべて満たす</u> 工事の施工実績を有する者。 1～6 省略	
5. 配置予定技術者	省略	
	資格等	1・2 省略 3 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、 <u>経営業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月 1 日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ 3 は削除する。</u>
	従事実績	省略
第 3 省略		
第 4 提出書類一覧		
区分	様式・資料	

	事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成 23 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。 G 省略	
4. 施工実績	【注意】省略 次の要件を <u>すべて満たす一契約の</u> 工事の施工実績を有する者。 1～6 省略	
5. 配置予定技術者	省略	
	資格等	1・2 省略 3 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 【注意】請負対象金額(税込)が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、 <u>建設業法上工事における技術者の専任性は必要でないことから、3 は削除する。</u>
	従事実績	省略
第 3 省略		
第 4 提出書類一覧		
区分	様式・資料	

申請書等	1～4 省略 5 平成 24 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し	申請書等	1～4 省略 5 平成 23 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
第5 省略 第6 その他事項 1～3 省略 【注意】 省略 4 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成 23 年 12 月 15 日付け 23 高建管第 799 号副知事通知）第 2 の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第 3 の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。 5 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和 39 年高知県条例第 2 号）第 2 条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。 【注意】年度内支払いを行わない場合は下記を追記する。 6 平成 24 年度の支払い（前金払い等）については行わない。 公告（共通事項） 第1 省略 第2 入札参加の方法等 1 省略 2 （1）省略 （2）ア～ウ 省略		第5 省略 第6 その他事項 1～3 省略 【注意】 省略 4 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和 39 年高知県条例第 2 号）第 2 条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。 【注意】年度内支払いを行わない場合は下記を追記する。 5 平成 23 年度の支払い（前金払い等）については行わない。 公告（共通事項） 第1 省略 第2 入札参加の方法等 1 省略 2 （1）省略 （2）ア～ウ 省略	

エ 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 (3) 省略 (4) 平成 <u>24</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。 第3～第8 省略 第9 低入札価格調査 1～3 省略 4 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次の<u>失格基準</u>のいずれかを下回るときは、失格とする。 (1) 直接工事費 設計金額の85% (2) 共通仮設費 設計金額の80% (3) 現場管理費 設計金額の80% (4) 一般管理費 設計金額の30% 低入札者から提出された見積内訳書の<u>実際の</u>合計額が記載された数字の合計と一致しない等見積内訳書の記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。 5 <u>失格基準に該当しない</u>低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。なお、<u>失格基準に該当しない低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。</u> 6 <u>失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止</u>	エ 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証 (<u>平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証</u>)、施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。 (3) 省略 (4) 平成 <u>23</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。 第3～第8 省略 第9 低入札価格調査 1～3 省略 4 失格調査において、低入札者の見積内訳書の記載内容が次のいずれかを下回るときは、失格とする。 (1) 直接工事費 設計金額の85% (2) 共通仮設費 設計金額の80% (3) 現場管理費 設計金額の80% (4) 一般管理費 設計金額の30% 低入札者から提出された見積内訳書の合計額が記載された数字の合計と一致しない<u>もの、各費目の小計が記載されている場合に当該計算に誤りがあるもの</u>等見積内訳書に記載誤りがある場合又は見積内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者は失格とする。 5 <u>失格調査で失格となった者を除く</u>低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。
--	--

<u>する場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。</u> <u>7</u> 低入札調査では、低入札調査資料に基づくヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。 <u>8</u> 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。 <u>9</u> 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。 <u>10</u> この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 高建管第 1180 号土木部長通知）を熟読・了知のこと。 第 10～第 11 省略 第 12 その他の留意事項 1・2 省略 <u>3 この入札において一度提出された入札書及び見積内訳書は差し替え、訂正等をするこ</u> <u>とはできない。</u> <u>4</u> この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。 <u>5</u> 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。 <u>6</u> 申請書等は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。 <u>7</u> 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 <u>8</u> 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。 （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。 （3）建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。	<u>6</u> 低入札調査では、低入札調査資料に基づくヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。 <u>7</u> 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。 <u>8</u> 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。 <u>9</u> この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱いについて（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 高建管第 1180 号土木部長通知）を熟読・了知のこと。 第 10～第 11 省略 第 12 その他の留意事項 1・2 省略 <u>3</u> この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。 <u>4</u> 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。 <u>5</u> 申請書等は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。 <u>6</u> 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。 <u>7</u> 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 （1）高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。 （2）高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。 （3）建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。
---	---

(4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。 (5) その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。 9 落札者は、契約締結の前に、工事中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。 10 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。 ＜アドレス＞ 建設管理課ページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/ 11 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。 12 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。 13 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。 公告（様式） 様式1（単体企業用） 一般競争入札参加資格確認申請書 1～2 省略 3 平成 <u>24</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 様式3（単体企業用） 配置予定技術者名簿	(4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。 (5) その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。 8 落札者は、契約締結の前に、工事中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。 9 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。 ＜アドレス＞ 建設管理課ページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/ 10 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。 11 入札の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。 12 この共通事項と個別事項において重複し定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。 公告（様式） 様式1（単体企業用） 一般競争入札参加資格確認申請書 1～2 省略 3 平成 <u>23</u> 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 様式3（単体企業用） 配置予定技術者名簿
--	---

省略 (注) 1 省略 2 記載内容の確認資料として、健康保険証 (3 ヶ月以上雇用されていることがわかるもの)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証<u>及び</u>指定講習に係る講習修了証<u>並びに</u>施工した工事の CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。	省略 (注) 1 省略 2 記載内容の確認資料として、健康保険証 (3 ヶ月以上雇用されていることがわかるもの)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証 (平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証)、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。
--	--